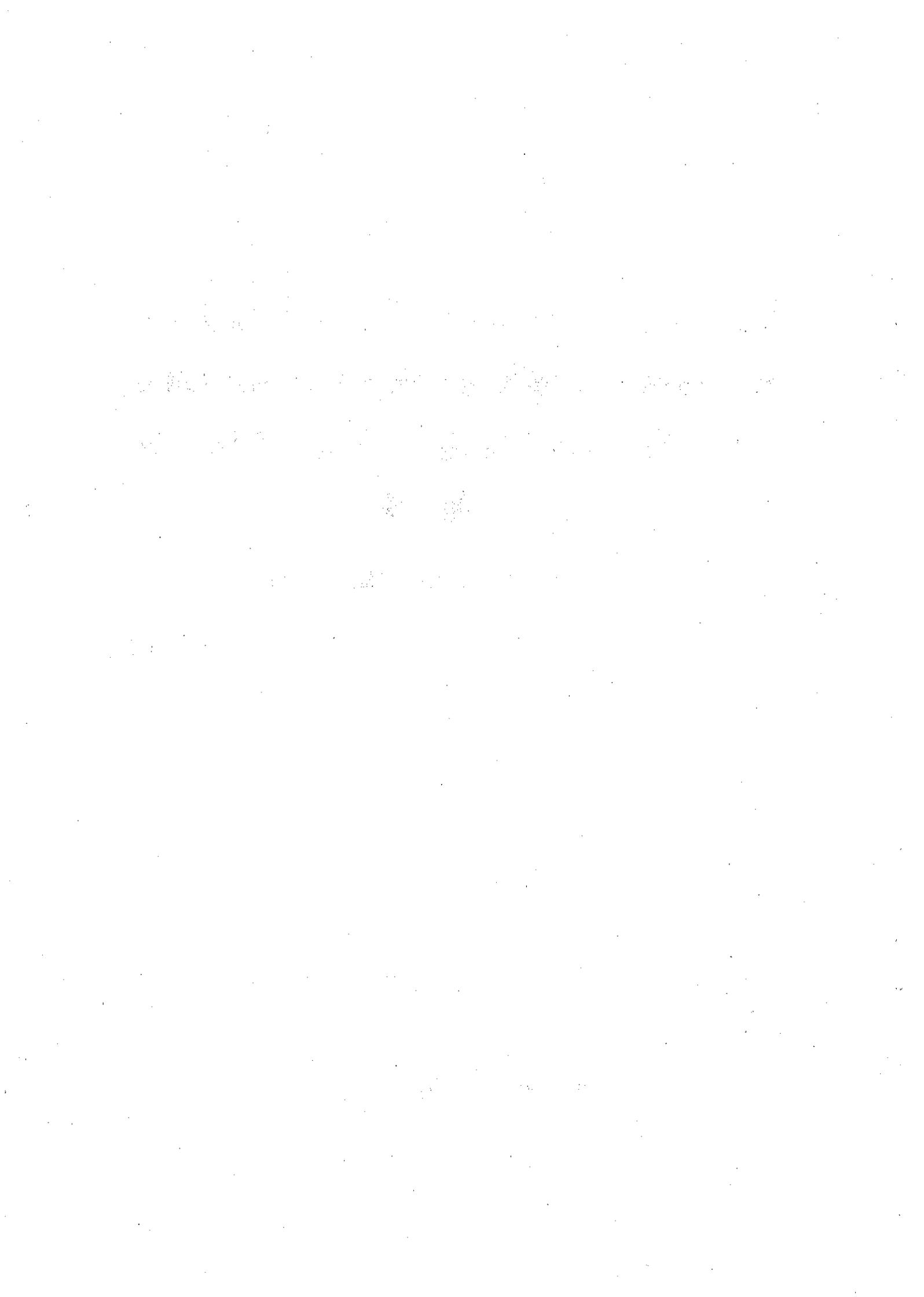


国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査
(松本剛明君外42名提出、平成18年衆予調
第4号) についての報告書

(平成18年12月19日 厚生労働委員会命令)

平成19年2月

衆議院調査局



衆議院規則第 56 条の 3 の規定に基づき、平成 18 年 12 月 14 日、松本剛明君外 42 名から「国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査要請書」が衆議院議長に提出され、議長から同日に要請書の送付を受けた厚生労働委員会から、12 月 19 日、調査局長に対して本予備的調査が命ぜられた。

本報告書は、これを受けて、調査を行った結果をとりまとめたものである。



目 次

第1	予備的調査命令書及び予備的調査要請書	1
第2	調査結果等	
1	調査対象等について	9
2	調査結果	10
	【調査事項（1）】宙に浮いた年金納付情報（年金給付に結びつかない保険料納付情報＝基礎年金番号に付番・統合されていない記録）について	10
	【調査事項（2）】保険料納付記録の訂正について	14
	【調査事項（3）】58歳通知について	18
	【調査事項（4）】年金給付額が変更になった案件について	23
	【調査事項（5）】入力ミス、誤記をした納付記録について	27
	【調査事項（6）】被保険者台帳のマイクロフィルム化について	28
	【調査事項（7）】時効を遡って納付された保険料について	31
	【調査事項（8）】居所不明者（国民年金居所未登録者）について	33
第3	関係資料	
	○新しい事務処理方式（後期計画）の実施に伴う国民年金被保険者台帳の取扱いについて（通知）（昭和60年9月3日庁業発第31号社会保険庁年金保険部業務第一課長・業務第二課長通知）	39

- 社会保険業務の新しい事務処理方式の実施に伴う国民年金被保険者記録の進達及び国民年金被保険者台帳の整理について（通知）（昭和58年7月27日庁業発第38号社会保険庁年金保険部業務第一課長・業務第二課長通知）…………… 43
- 転出先が不明等住所が不明な被保険者の取扱いについて（昭和49年10月7日庁保険発第20号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務課長通知）…………… 49
- 住所が不明な被保険者の取扱いについて（平成18年10月4日庁保険発第1004001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）…………… 52
- 国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第3次調査報告書（平成18年8月3日社会保険庁）（抜粋）…………… 58

第1 予備的調査命令書及び予備的調査要請書



平成18年12月19日

衆議院調査局長 大西 勉 殿

厚生労働委員長 櫻田 義孝

予備的調査命令書

本委員会は、12月14日、議長より下記の予備的調査要請書の送付を受けたので、衆議院規則第56条の3第3項により、貴職に対し予備的調査を命ずる。

記

国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査要請書（松本剛明君外42名提出、平成18年衆予調第4号）

(提出者の続き)

荒井	聰	池田	元久	泉	健太	内山	晃
大串	博志	大島	敦	小宮山	泰子	後藤	斎
近藤	洋介	笹木	竜三	篠原	孝	末松	義規
鈴木	克昌	園田	康博	田島	一成	高井	美穂
高木	義明	高山	智司	武正	公一	津村	啓介
寺田	学	中川	正春	長島	昭久	長妻	昭
長安	豊	伴野	豊	平岡	秀夫	平野	博文
藤村	修	古川	元久	古本伸	一郎	前田	雄吉
牧	義夫	松木	謙公	松野	頼久	松原	仁
松本	大輔	三日月	大造	三井	辨雄	山口	壯
山井	和則	笠	浩史				

(以上四十三名)

衆議院規則第五十六條の三の規定に基づき、別添のとおり、予備的調査要請書を提出する。

平成十八年十二月十四日

提出者（代表） 松本 剛明

衆議院議長 河野 洋平 殿

三、予備的調査の具体的内容

- (1) 宙に浮いた年金納付情報（年金給付に結びつかない保険料納付情報Ⅱ基礎年金番号に付番・統合されていない記録）について
- ① 基礎年金番号に付番・統合されていない記録の国民年金・厚生年金それぞれの件数と保険料総額。
 - ② そのうち、基礎年金番号を持つ者が、年金給付の裁定を受けているにも係わらず、当該基礎年金番号に付番・統合されていない記録は、国民年金・厚生年金でそれぞれ何件あるか。
 - ③ ①のうち、基礎年金番号に付番・統合しないと、年金給付額に間違いが生じる恐れのある件数は国民年金・厚生年金それぞれ何件か。
 - ④ 平成九年の基礎年金番号通知の際に行った、納付記録の全件チェックは、漏れが多すぎると考えるが、その手法に問題はなかったのか。
- (2) 保険料納付記録の訂正について
- ① これまで、社会保険庁が、納付記録は無いものの、真性の保険料納付の領収書所持など納付の確実性を勘案し、納付記録を変更・追加した件数は国民年金・厚生年金それぞれ何件か（平成十年度から年度ごとに）。また、変更・追加をした主な原因は。また、代表的な事例を十事例、極力具体的、詳細にお示し願いたい。
 - ② ①に関して、全国の社会保険事務所ごとの件数と比率（当該事務所の扱い被保険者総数と納付記録を変更・追加した件数の比率、平成十年度から年度ごとに）
 - ③ これまで社会保険庁が受けた、納付記録の訂正及び確認要求、それぞれの件数（平成十年度から年度ごとに）。それらの要求への回答内容（全判明、一部判明、記録無しなど）の内訳を回答内容別に件数をお示し願いたい（平成十年度から年度ごとに）。未回答・調査中は何件か。
 - ④ 社会保険庁が訂正要求に一部でも応じなかった件数と主な理由（平成十年度から年度ごとに）
 - ⑤ 保険料の納付記録が消えたと思われる国民年金・厚生年金それぞれの件数（平成十年度から年度ごとに）。消えた主な原因はどのようなことが考えられるか。

予備的調査要請書

一、件名

国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査要請

二、予備的調査の目的

国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録に関して、多くの方々から疑義の声が上がっている。平成十六年三月から社会保険庁が実施している「五十八歳通知制度」や、平成十八年八月から開始した「年金記録相談の特別強化体制」において、保険料納付の記録に関して、消滅や漏れがあり、社会保険庁に対して訂正を求め要請が続いている。

例えば五十八歳通知制度では、五十八歳になった約四百十四万人に保険料の納付記録を送付して確認してもらったところ、実に約三十六万人の方々から訂正を求める書面が届いている。

いったい社会保険庁は、どのように保険料の納付記録を管理しているのか。また、納付した保険料の記録が消えてしまった被害者はどのくらい存在するのか。その救済はどのようになされるべきなのか。

また、社会保険庁は、平成十七年度一年間で国民年金の未納者十万四千七百七十七人を不正に不在者処理し、行方不明者扱いにしていた。収納成績を上げるための卑劣な不正行為だ。平成十八年二月末現在、七十七万九千三百六十六人存在する不在者設定（国民年金居所未登録者）が、適正なのか検証する必要がある。不在者設定されるとその方には、年金のお知らせなど情報が一切届かなくなってしまう。

さらに時効を遡って、不正に年金保険料の払い込みを認めたケースがどの程度あるのか公正の観点から調査が必要である。先に社会保険庁職員の妻が、不正に時効を遡って年金保険料を払い込んでいたことが明らかになっている。

年金に対する信頼を回復するためには、これらの全容解明と責任の明確化、被害者救済、再発防止が欠かせない。そのために、この予備的調査が必要となる。

④ コンピューター化に伴う、納付記録台帳の入力作業は、外注したのか。どこの業者への外注か。入力にアルバイトなども使ったのか。すべて職員がダブルチェックをかけて入力ミスのないように行ったか。当時、入力を失念して、廃棄してしまった納付記録(台帳)は無かったのか。

(7) 時効を遡って納付された保険料について

① これまで時効を遡って保険料が納付されたのは、国民年金・厚生年金それぞれ何件か(平成十年年度から年度ごとに)。

② このうち、適正なものは何件か。またその理由(真性な納付領収書の所持が確認されたなど)をすべてお示し願いたい。また、代表的な事例を十事例、極力具体的、詳細にお示し願いたい。

③ ①のうち、不適正なもの、違法なものはそれぞれ何件か。またそれぞれの理由。また、代表的な事例を十事例、極力具体的、詳細にお示し願いたい。

④ 社会保険庁職員やOBなどの要請で、その家族・親族の保険料納付を、不正に認めたケースは何件あるのか。また、代表的な事例を十事例、極力具体的、詳細にお示し願いたい。

(8) 居所不明者(国民年金居所未登録者)について

① 設定するための要件・手続き

② 平成十八年二月末時点で七十七万九千三百六十六人存在する国民年金居所未登録者のうち、不適正な処理で、未登録者となった方は何人いるか。

③ その不適正な処理とは、どのような処理だったのか。

④ なぜ、不適正な処理をしたのか。見かけ上の収納成績を上げる目的もあったのか。

⑤ 法令違反に当たる処理は何人か。また、代表的な事例を十事例、極力具体的、詳細にお示し願いたい。

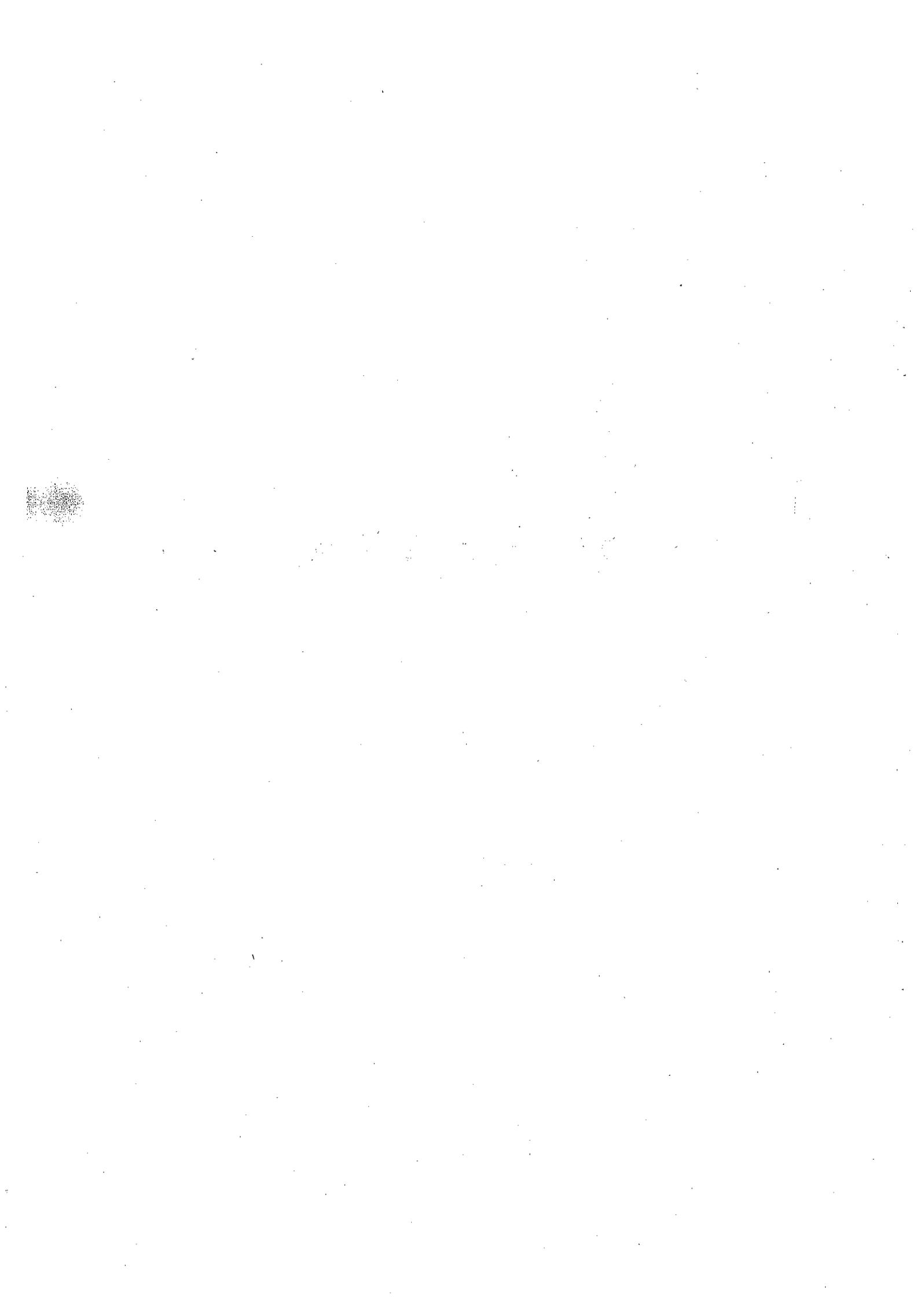
⑥ 都道府県ごとの不適正な処理は何人か。また、それぞれ国民年金被保険者の何パーセントに当たるか。

四、その他

本要請書は厚生労働委員会に送付されたい。

- (3) 五十八歳通知について
- ① 五十八歳通知における最新の発送総件数と、記録調査の申し出総件数、確認はがきが返送された総件数。
- ② 記録調査の申し出総件数に関し、その後の回答(全判明、一部判明、記録なしなど)における内容別のそれぞれの件数。未回答・調査中は何件か。また、回答済みの代表的な事例を十事例、極力具体的、詳細にお示し願いたい。
- (4) 年金給付額が変更になった案件について
- ① 平成十七年度までの三年間で、年金受給権者からの苦情・申し立てにより年金額が変更になった方は十一万六千三百三十人おられる。これは間違いはないか。平成十八年度の最新の数字は。
- ② ①のうち、年金給付額が増額になった方は何人か(平成十年度から年度ごと)に。一人平均増額金額はいくらか。国民年金・厚生年金それぞれお示し願いたい。また、代表的な事例を十事例、極力具体的、詳細にお示し願いたい。
- ③ ①のうち、年金給付額が減額になった方は何人か(平成十年度から年度ごと)に。一人平均減額金額はいくらか。国民年金・厚生年金それぞれお示し願いたい。また、代表的な事例を十事例、極力具体的、詳細にお示し願いたい。
- ④ これらの間違いが発生した原因はどこにあるのか。
- (5) 入力ミス、誤記をした納付記録について
- 国民年金・厚生年金の保険料納付記録のうち、被保険者の責によらない入力ミスや誤記などがあつたものは何件あるか(平成十年度から年度ごと)に。それらの入力ミスや誤記などはそれぞれ誰によるものか。
- (6) 保険料納付記録台帳のマイクロフィルム化について
- ① 保険料納付記録を管理している手書き台帳はコンピュータ化に伴い、一部、廃棄したと聞く。国民年金・厚生年金それぞれマイクロフィルムなどで保管している台帳と、廃棄した台帳は何人分か。
- ② どのような基準で廃棄したのか。明文化した保管基準はどのようなものか。
- ③ 全国の社会保険事務所は保管基準を厳守しているのか。

第2 調査結果等



1 調査対象等について

社会保険庁においては、厚生年金保険、国民年金等の社会保険業務を社会保険オンラインシステムで処理している。

この社会保険オンラインシステムは、社会保険庁の社会保険業務センターと地方社会保険事務局及び社会保険事務所とを接続するネットワークであり、以下の3システムに分類され、社会保険業務センターにおいて一元的に管理されている。(オンラインシステムは平成元年に完成)

- ① 年金給付システム (昭和39年度より稼動)
年金受給権者記録の管理、年金額計算、年金の支払を行う。
- ② 記録管理システム (昭和55年度より稼動)
被保険者記録の管理、保険料計算、納付告知書等の作成を行う。
- ③ 基礎年金番号管理システム (平成8年度より稼動)
基礎年金番号の付番・管理を行う。

本予備的調査の対象は主に厚生年金保険、国民年金等の被保険者記録となっている。被保険者記録の管理は「記録管理システム」において行われており、平成18年6月1日現在の被保険者記録の管理状況は次のとおりである。

厚生年金保険	1億5,623万件
国民年金	1億3,923万件
合 計	2億9,547万件

*厚生年金保険には船員保険を含む。

以上のように、厚生年金保険・国民年金の被保険者記録に係るデータは社会保険庁がオンラインシステム等において管理しているものであるため、本報告書は、社会保険庁から提出された資料に基づいてとりまとめたものである。

2 調査結果

【調査事項（１）】宙に浮いた年金納付情報（年金給付に結びつかない保険料納付情報＝基礎年金番号に付番・統合されていない記録）について

- ① 基礎年金番号に付番・統合されていない記録の件数と保険料総額（国民年金・厚生年金保険ごと）
- ② ①のうち、基礎年金番号を持つ者が、年金給付の裁定を受けているにも係わらず、当該基礎年金番号に付番・統合されていない記録の件数（国民年金・厚生年金保険ごと）
- ③ ①のうち、基礎年金番号に付番・統合しないと年金給付額に間違いが生じる恐れのある件数（国民年金・厚生年金保険ごと）
- ④ 平成９年の基礎年金番号通知の際に行った納付記録の全件チェックの手法とその問題点

（調査事項（１）①、②、③及び④について）

①から④について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、①の基礎年金番号に付番・統合されていない年金手帳記号番号の件数（平成18年6月1日現在）については、国民年金11,289,282件、厚生年金保険39,661,821件であるとの回答があった。ただし、基礎年金番号導入前に死亡した者の記録など基礎年金番号に統合する必要のない記録も含んでいるとのことである。なお、保険料総額はデータとして保有していないため回答できないとのことであった。

また、②及び③の件数については、基礎年金番号で管理されていない記録は、本人の請求又は照会と社会保険庁等で管理している年金手帳記号番号の記録が一致する手続を経なければ本人の記録として確定することができないため回答できないとのことであった。

④を含む社会保険庁からの回答は以下のとおりである。

（基礎年金番号の導入前の記録管理）

年金制度の加入者の記録については、平成9年の基礎年金番号の導入前は、厚生年金保険、国民年金等それぞれの年金手帳記号番号ごとに記録が管理されていた。このため、制度を横断した記録の把握が容易でなく、制度間の併給調整の状況把握や制度未加入者への勧奨等が行えないなどの問題が生じていた。

このような問題の解消を図り、年金事業運営の一層の適正化・効率化並

びに被保険者及び年金受給権者に対する一層のサービスの向上を図るために、平成9年1月から各年金制度共通の基礎年金番号が導入された。

(基礎年金番号の導入及び基礎年金番号で管理する記録への統合)

基礎年金番号の導入に際しては、約1億156万人のすべての被保険者及び年金受給権者に対し、基礎年金番号通知書と、基礎年金番号以外に年金手帳記号番号を有する場合等に社会保険庁へ申し出ていただくための回答票を送付した。その結果、約916万人の方々から、基礎年金番号に結びつけられていない年金手帳記号番号を有する旨の回答があった。

また、回答がなかったの方々についても、基礎年金番号と国民年金及び厚生年金保険等の情報を突合し、氏名、生年月日及び性別が一致する方を抽出したところ、基礎年金番号に結びつけられていない年金手帳記号番号を有する可能性のある方々が約902万人であった。

基礎年金番号に結びつけられていない年金手帳記号番号を有する旨の回答があったの方々(約916万人)及びその可能性のあるの方々(約902万人)を対象に平成10年度から平成18年度にかけて記録の照会を改めて行い、年金手帳記号番号の記録について基礎年金番号で管理する記録への統合を進めている。

具体的には、昭和17年4月2日生まれから昭和53年4月1日生まれまでの方を対象に記録の照会を行い、平成17年度末までに約1,660万人に照会票を送付し、約1,147万人から回答をいただいている。

(年金加入記録の確認機会の拡大)

膨大な処理を要する基礎年金番号制度創設時の手法としては、考えられる最善の手法を尽くしたものと考えているが、こうした記録整備に加え、被保険者の方々に事前に記録を確認していただく機会の拡大を図ってきている。

具体的には、平成16年3月から、58歳到達者に対する年金加入記録の通知(以下「58歳通知」という。)を開始、平成17年10月から、年金支給開始年齢に到達する者に対する年金加入記録等を印字した裁定請求書の送付を開始、平成18年3月から、インターネットを活用した年金個人情報提供を開始し、また、平成20年度からは、全被保険者を対象としたねんきん定期便(平成19年3月に一部先行実施)を予定している。

(本人による年金加入記録の確認の必要性)

基礎年金番号の導入以前から現在まで、年金額の決定は、受給権者の請求に基づいて行われることとなっており、その際には、裁定請求書に本人の加入履歴、基礎年金番号（基礎年金番号以外に年金手帳記号番号がある場合には、基礎年金番号及び年金手帳記号番号）等を記入していただき、社会保険庁において社会保険庁及び市町村が管理する記録と照合することとしている。

また、本人の記録に不明な点がある場合には、加入履歴等を付して記録調査の照会を申し出ていただき、その申出に基づき調査を行うこととなるが、基礎年金番号で管理する記録に統合されていない記録が判明した場合には、その都度、記録の整備を行っている。

このように、基礎年金番号で管理されていない記録については、本人の請求又は照会と社会保険庁及び市町村で管理している年金手帳記号番号の記録が一致することで本人の記録として確定するものであり、その手続を経なければ確定することができないため、②及び③の件数については、お答えすることができない。

なお、平成 18 年 6 月 1 日現在、基礎年金番号に付番されていない、又は基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号の件数は、厚生年金保険が 39,661,821 件、国民年金が 11,289,282 件である。

しかし、これらの記録には、

- ・基礎年金番号導入前に死亡した年金受給権者の記録
- ・基礎年金番号導入時において既に資格喪失し、年金を受給する前に死亡した方の記録
- ・受給要件がなく請求を行うことができない方の記録及び一時金記録（脱退手当金、死亡一時金）

など基礎年金番号に統合する必要のない記録や

- ・複数の年金手帳の交付を受けた方で、今後、基礎年金番号に統合される方の記録

が含まれている。

また、これらの記録に係る保険料総額は、基礎年金番号に付番されてい

ない、又は基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号の記録ごとの保険料納付金額を集計しなければ算出できない。年金受給権は、加入期間等法律に基づく一定の支給要件を確認することにより決定するものであるが、保険料納付金額は支給要件ではなく、保険料納付金額についてすべてを管理する必要がないため、データとして保有していない。したがってお答えすることができない。

なお、①の保険料総額については、システム開発をすることによって算出可能であると考えられるが、その場合においても相当の期間及び多額の費用が必要になると思われる。

また、④の基礎年金番号制度導入の際の手法について、当時の国会の会議録を確認したが、その問題点を指摘する議論は見られなかった。

【調査事項（２）】 保険料納付記録の訂正について

- ① これまで、社会保険庁が納付記録はないものの真性の保険料納付の領収書所持など納付の確実性を勘案し、納付記録を変更・追加した件数（国民年金・厚生年金保険ごとに平成10年度以降の各年度）、変更・追加をした主な原因及び代表的な10事例（具体的、詳細なもの）
- ② ①に関して、全国の社会保険事務所ごとの件数と比率（当該事務所の扱い被保険者総数と納付記録を変更・追加した件数の比率、平成10年度以降の各年度）
- ③ これまで社会保険庁が受けた、納付記録の訂正及び確認要求の各件数（平成10年度以降の各年度）並びにそれらの要求への回答内容別（全判明、一部判明、記録無し、未回答・調査など）の件数（平成10年度以降の各年度）
- ④ 社会保険庁が訂正要求に一部でも応じなかった件数と主な理由（平成10年度以降の各年度）
- ⑤ 保険料の納付記録が消えたと思われる件数（国民年金・厚生年金保険ごとに平成10年度以降の各年度）及び記録が消えた主な原因

（調査事項（２）①について）

保険料納付記録はないものの真性の保険料納付の領収書所持など納付の確実性を勘案し納付記録を変更・追加した件数（平成10年度以降）、変更・追加をした主な原因及び代表的な事例について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、「被保険者記録については、様々な事由により訂正処理を行うが、その経緯はデータとして保有していないため、お尋ねの訂正処理の件数、理由及び代表的な事例については、お答えすることができない」とのことであった。

なお、社会保険庁においては、平成18年8月21日から「年金記録相談の特別強化体制」を取り、被保険者記録に関する相談を受け付けている。社会保険庁によると、この間の相談の経緯や結果については把握しており、その状況は以下のとおりとなっている。

平成18年8月21日から12月28日までの間に、社会保険庁及び市町村側の資料は確認できなかったが、被保険者等が保有していた資料に基づき被保険者記録を訂正した事例は、国民年金の被保険者記録が86件、厚生年金保険の被保険者記録が1件であった。

これらの事例中、国民年金の被保険者記録を訂正した主な理由及び代表

的な事例は、次のとおりである。

- ・ 国民年金手帳の検認記録欄に検認印があることにより保険料納付が判明したもの

具体的な事例としては、「年金記録相談の特別強化体制」において申立てを受けた中で、昭和 41 年 4 月から 6 月までの期間について、申立者が所持する国民年金手帳に市町村検認印（昭和 42 年 1 月 31 日検認）を確認し、被保険者記録の訂正を行ったものがある。

- ・ 歳入関係事務の取扱いに関する所定の領収証書により保険料納付が判明したもの

具体的な事例としては、「年金記録相談の特別強化体制」において申立てを受けた中で、昭和 52 年 1 月から 3 月までの期間について、申立者が所持する国民年金保険料の領収書（昭和 52 年 2 月 16 日甲市分任出納員収納）を確認し、被保険者記録の訂正を行ったものがある。

- ・ 市町村が発行した国民年金保険料納付済証明書により保険料納付が判明したもの

具体的な事例としては、「年金記録相談の特別強化体制」において申立てを受けた中で、昭和 45 年 7 月から昭和 46 年 3 月までの期間について、申立者が所持する市町村が発行した国民年金保険料納付済証明書（昭和 49 年 12 月 14 日乙市保険年金課長証明）を確認し、被保険者記録の訂正を行ったものがある。

また、上記の厚生年金保険の被保険者記録の訂正に至った事例は、「年金記録相談の特別強化体制」における相談を契機に、同一会社内の転勤について、事業主から、前事業所の資格喪失日を昭和 46 年 1 月 11 日から 1 月 10 日に、後事業所の資格取得日を同年 1 月 12 日から 1 月 10 日に訂正する届出が提出されたことから、被保険者記録の訂正を行ったものである。

（調査事項（2）②について）

①に関して全国の社会保険事務所ごとの件数及び当該事務所の被保険者数との比率について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、「①について述べたとおり、被保険者記録の訂正の経緯はデータとして保有していないた

め、お尋ねの社会保険事務所ごとの訂正処理の件数及び比率については、お答えすることができない」とのことであった。

(調査事項(2)③及び④について)

平成10年度以降、社会保険庁が受けた納付記録の訂正及び確認要求の件数、それらへの回答内容別件数、訂正要求に一部でも応じなかった件数並びに主な理由について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、「社会保険庁においては、社会保険事務所の窓口での相談、年金電話相談、58歳通知に対する記録調査の申出など、様々な方法で被保険者記録に関する相談を受け付けているが、その内容等をデータとして保有していない。こうしたことから、お尋ねの訂正及び確認要求の件数、要求の回答内容等については、お答えすることができない」とのことであった。

なお、社会保険庁によると、「年金記録相談の特別強化体制」における状況は以下のとおりとなっている。

平成18年8月21日から12月28日までの間の被保険者記録に関する相談は、年金相談窓口において997,249件、郵送等による照会申出書の受付が24,301件、合計1,021,550件であった。このうち、1,002,845件は、被保険者等からの申立内容のすべてについて被保険者記録を確認することができたが、9,043件は被保険者の申立内容と被保険者記録の全部が、1,815件はその一部が相違し、その旨を申立者に回答した。7,847件は調査中である。

(調査事項(2)⑤について)

保険料の納付記録が消えたと思われる件数(平成10年度以降)について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、「被保険者等の申立内容と被保険者記録が相違した事案については、③及び④について述べたとおりである。しかし、被保険者等の申立内容と被保険者記録が相違した事案について、相違した原因は確認できない」とのことであった。

【調査事項（3）】58歳通知について

- ① 直近の通知発送総件数、記録調査の申出総件数及び確認はがきが返送された総件数
- ② 記録調査の申出総件数に関し、その後の回答内容別（全判明、一部判明、記録なし、未回答・調査中など）件数及び回答済みのもののうち代表的な10事例（具体的、詳細なもの）

（58歳通知について）

58歳通知は、年金受給が近づいた58歳到達者に対して被保険者記録を通知し、事前に被保険者記録を確認してもらうことによって、年金裁定に要する期間の短縮を図るため、平成16年3月より実施されている。

58歳通知の手順は以下のとおりである。

- ア 58歳になった翌々月に「年金加入記録のお知らせ」が社会保険業務センターから本人宛に送付される。
- イ 通知された年金加入記録に疑義がある場合には、お知らせに同封される「年金加入記録照会票」に記入して返送すると、社会保険業務センターにおいて調査を行い、その結果を再度「年金加入記録のお知らせ」で通知する。
- ウ 通知された年金加入記録に訂正等の必要がない場合には、お知らせに同封される「確認はがき」を返送する。
- エ 「確認はがき」の返送時に年金見込額の送付を希望した場合には、後日「年金見込額のお知らせ」が送付される。

（調査事項（3）①について）

58歳通知の発送件数、記録調査の申出件数及び確認はがきの返送件数について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、平成18年12月末現在の件数は以下のとおりとなっている。

発送総件数	4,660,899件
確認はがき返送件数	2,900,349件
年金加入記録照会票による調査申出件数	412,518件

なお、社会保険庁によると、「年金記録相談の特別強化体制」において、被保険者等の申立内容と被保険者記録が相違し、被保険者等が保有していた資料に基づき被保険者記録を訂正した事案については、①で述べたとおりであるが、被保険者記録に誤りが生じた当時の経緯が把握できないことから、その原因については特定できない」とのことである。

類型	本人よりの申出の内容	調査結果
<p>2. 概ね申出とおりの記録とその他の記録が確認されたケース</p>	<p>(事例2) 「A社」について昭和42年4月1日から昭和43年7月まで、「B社」について昭和43年7月から昭和52年12月31日までの記録が漏れている。 (手帳記号番号の記載あり)</p>	<p>(事例2) 照会者について、氏名索引を行ったところ、申出内容と概ね一致する記録を収録する年金手帳記号番号を確認し、併せて当該年金手帳記号番号に申出にはない記録が収録されていることを確認した。年金手帳記号番号に収録されている記録は、「A社(昭和42年4月1日資格取得、昭和44年10月1日資格喪失)」、「B社(昭和44年10月1日資格取得、昭和52年12月21日)」及び「C社(昭和59年8月1日資格取得、昭和61年9月2日資格喪失)」であった。その後、台帳等の記録を確認するため、当該事業所を管轄する社会保険事務所へ照会を行い、年金手帳記号番号に登録されている記録と台帳等の記録が一致することを確認し、当該記録を本人の基礎年金番号に統合した。</p>
<p>3. 申出とは期間が異なる旧姓で登録された記録が確認されたケース</p>	<p>(事例3) 「A社」について昭和41年4月から昭和42年4月までの期間が漏れている。</p>	<p>(事例3) 照会者について、氏名索引を行ったところ、基礎年金番号以外の年金手帳記号番号は確認できなかった。その後、台帳等の記録を確認するため、申出の事業所を管轄する社会保険事務所へ照会を行ったところ、申出とは期間が異なる旧姓で登録された「A社(昭和42年3月10日資格取得、昭和43年8月1日資格喪失)」の記録を確認できたため、当該記録を本人の基礎年金番号に統合した。</p>
<p>4. 厚生年金保険と国民年金の記録について、概ね申出とおりの記録が確認されたケース</p>	<p>(事例4) 「A社」について昭和38年4月から、「B社」について昭和42年8月まで及び国民年金について昭和52年3月までの期間が漏れている。</p>	<p>(事例4) 照会者について、氏名索引を行ったところ、申出の事業所の記録を収録する年金手帳記号番号を確認した。年金手帳記号番号に収録されている記録は、「A社(昭和38年4月1日資格取得、昭和39年9月15日資格喪失)」及び「B社(昭和39年9月15日資格取得、昭和42年9月11日資格喪失)」であった。 また、申出の国民年金の記録を収録する他の年金手帳記号番号についても確認した。年金手帳記号番号に収録されている記録は、「昭和43年10月13日資格取得、昭和52年4月1日資格喪失」であった。 その後、台帳等の記録を確認するため、当該事業所を管轄する社会保険事務所へ照会を行い、年金手帳記号番号に登録されている記録と台帳等の記録が一致することを確認し、当該記録を本人の基礎年金番号に統合した。 また、申出の市町村を管轄する社会保険事務所へ照会を行い、年金手帳記号番号に登録されている記録と台帳等の記録が一致することを確認し、当該記録を本人の基礎年金番号に統合した。</p>

(調査事項 (3) ②について)

記録調査の申出に対する回答の内容別件数について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、以下の回答があった。

記録調査の申出により調査を行い、本人に対して調査結果の回答を行っているが、その回答内容別の件数については、業務上必要がないためデータとして保有していない。このため、回答内容別の件数を確認するためには、本人の申出内容と調査結果を一件一件確認する必要があるが、膨大な作業が必要であり、本来業務に支障を来すため、お答えすることができない。なお、これらの作業を本来業務を行いながら実施する場合には少なくとも約2年の期間を要するものと考えている。

また、調査中のため未回答となっている件数については、平成18年12月末時点で66,021件である。

また、回答済み事例について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、以下の回答があった。

○本人の申出に基づき一部又は概ね記録が確認されたもの

類型	本人よりの申出の内容	調査結果
1. 概ね申出どおりの記録が確認されたケース	(事例1) 「A社」について昭和42年5月9日から昭和46年まで、「B社」について昭和46年春頃から昭和54年6月20日までの記録が漏れている。(手帳記号番号の記載あり)	(事例1) 照会者について、氏名、性別及び生年月日による氏名索引処理(以下「氏名索引」という。)を行ったところ、申出内容と概ね一致する記録を収録する年金手帳記号番号を確認した。年金手帳記号番号に収録されている記録は、「A社(昭和42年5月9日資格取得、昭和46年4月16日資格喪失)」及び「B社(昭和46年4月16日資格取得、昭和54年6月16日資格喪失)」であった。その後、社会保険事務所において保管されている被保険者台帳(以下「台帳」という。)等の記録を確認するため、当該事業所を管轄する社会保険事務所へ照会を行い、年金手帳記号番号に収録されている記録以外に記録がないことを確認し、当該記録を本人の基礎年金番号に統合した。

類型	本人よりの申出の内容	調査結果
5. 申出とは期間が異なる記録として基礎年金番号に統合されていたケース	<p>(事例5)</p> <p>「A社」について昭和45年2月から昭和47年8月まで、「B社」について昭和49年6月から昭和51年1月までの記録が漏れている。(手帳記号番号の記載あり)</p>	<p>(事例5)</p> <p>照会者について、氏名索引を行ったところ、申出内容とは若干期間が異なる記録を収録する年金手帳記号番号を確認したが、当該年金手帳記号番号は既に基礎年金番号に統合されていた。統合されていた記録は、「A社(昭和45年2月5日資格取得、昭和47年8月21日資格喪失)」、「B社(昭和49年10月1日資格取得、昭和49年12月31日資格喪失、昭和50年1月6日資格取得、昭和50年12月30日資格喪失)」であった。その後、台帳等の記録を確認するため、当該事業所を管轄する社会保険事務所へ照会を行ったが、年金手帳記号番号に収録されている記録以外に新たな記録は判明しなかった。</p>
6. 申出の一部の事業所の記録が確認されたケース	<p>(事例6)</p> <p>「A社」について昭和42年7月から昭和43年6月まで、「B社」について昭和43年8月から昭和43年12月までの期間が漏れている。</p>	<p>(事例6)</p> <p>照会者について、氏名索引を行ったところ、申出の二つの事業所のうち一つの事業所の記録を収録する年金手帳記号番号を確認した。年金手帳記号番号に収録されている記録は、「A社(昭和42年6月1日資格取得、昭和43年5月31日資格喪失)」であったが、「B社」についての収録はなかった。その後、台帳等の記録を確認するため、当該事業所を管轄する社会保険事務所へ照会を行い、年金手帳記号番号に収録されている記録と台帳等の記録が一致することを確認したが、「B社」については該当する適用事業所が存在しなかったため、確認した記録のみを本人の基礎年金番号に統合した。</p>
7. 申出とは異なる国民年金の記録が確認されたケース	<p>(事例7)</p> <p>国民年金について昭和47年2月頃から昭和59年10月間での期間が漏れている。</p>	<p>(事例7)</p> <p>照会者について、氏名索引を行ったところ、申出とは異なる期間の記録を収録する年金手帳記号番号を確認した。年金手帳記号番号に収録されている記録は、「昭和50年3月15日資格取得、昭和59年11月1日資格喪失」であった。その後、台帳等の記録を確認するため、当該市町村を管轄する社会保険事務所へ照会を行ったが、年金手帳記号番号に収録されている記録以外に新たな記録は判明しなかったため、確認した記録を本人の基礎年金番号に統合した。また、当該年金手帳記号番号は、昭和50年4月に新規払出ししたものであることを確認した。</p>

類型	本人よりの申出の内容	調査結果
8. 申出とは異なる厚生年金保険の記録が確認されたケース	(事例8) 「A社」について昭和43年4月1日から昭和44年2月28日まで、「B社」について昭和44年3月から昭和46年7月までの記録が漏れている。	(事例8) 照会者について、氏名索引を行ったところ、申出とは異なる期間の記録を収録する年金手帳記号番号を確認した。年金手帳記号番号に収録されている記録は、「A社(昭和44年4月1日資格取得、昭和45年1月27日資格喪失)」及び「B社(昭和45年3月2日資格取得、昭和47年7月15日資格喪失)」であった。その後、社会保険事務所において保管されている台帳等の記録を確認するため、当該事業所を管轄する社会保険事務所へ照会を行い、年金手帳記号番号に収録されている記録と台帳等の記録が一致したため、確認した記録を本人の基礎年金番号に統合した。

○本人の申出どおりの記録はなく統合につながらなかったもの

類型	本人よりの申出の内容	調査結果
9. 加入期間重複取消処理が終了していることが確認されたケース	(事例9) 国民年金について昭和54年9月から昭和55年12月間での期間について保険料を納付している。(領収証書の写しの添付あり)	(事例9) 照会者について、氏名索引を行ったところ、基礎年金番号以外の年金手帳記号番号は確認できなかった。その後、台帳等の記録を確認するため、申出の市町村を管轄する社会保険事務所へ照会を行ったところ、申出の期間については昭和54年9月に厚生年金保険の被保険者となったことにより、既に納付された国民年金保険料は還付されていたことを確認した。
10. 申出の事業所が適用事業所となっていなかったことが確認されたケース	(事例10) 「A社」について昭和46年4月1日から昭和51年3月31日までの記録が漏れている。	(事例10) 照会者について、氏名索引を行ったところ、基礎年金番号以外の年金手帳記号番号は確認できなかった。その後、台帳等の記録を確認するため、当該事業所を管轄する社会保険事務所へ照会を行ったところ、当該事業所については昭和56年4月1日から適用事業所であって、それ以前は適用されていなかったことから、申出の期間については厚生年金保険被保険者期間に該当しないことを確認した。

【調査事項（４）】年金給付額が変更になった案件について

- ① 平成 17 年度までの 3 年間で、年金受給権者からの苦情・申立てにより年金額が変更になった人数及び平成 18 年度（直近のもの）における人数
- ② 年金受給権者からの苦情・申立てにより年金額が変更になった者のうち、年金給付額が増額になった人数、1 人平均増額金額（国民年金・厚生年金保険ごとに平成 10 年度以降の各年度）及び代表的な 10 事例（具体的、詳細なもの）
- ③ 年金受給権者からの苦情・申立てにより年金額が変更になった者のうち、年金給付額が減額になった人数、1 人平均減額金額（国民年金・厚生年金保険ごとに平成 10 年度以降の各年度）及び代表的な 10 事例（具体的、詳細なもの）
- ④ 年金額が変更された原因

（調査事項（４）①について）

年金受給権者からの苦情・申立てにより年金額が変更になった人数について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、年金受給権者の年金の裁定を変更する処理（以下「裁定変更処理」という。）の件数は以下のとおりとなっているが、「裁定変更処理に至る経緯等はデータとして保有していないため、年金受給者からの苦情・申立てによるものかなどについては確認できない」とのことであった。

	件 数	15 年度からの累計
平成 15 年度	36,751 件	—
平成 16 年度	45,454 件	82,205 件
平成 17 年度	33,925 件	116,130 件
平成 18 年度	27,851 件	143,981 件

*平成 18 年度は平成 18 年 12 月末までの件数

（調査事項（４）②、③及び④について）

年金受給権者からの苦情・申立てにより年金額が変更になった者のうち、平成 10 年度以降の年金給付額が増減した人数、1 人平均増減額及び代表的な事例並びに年金額変更の主な原因について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、裁定変更処理により年金給付額が増減した事例及びその原因等は、以下のとおりであったが、「裁定変更処理に至る経緯等はデータとして保有

していないため、年金受給者からの苦情・申立てによるものかなどについては確認できない」とのことであった。

類 型 (裁定変更処理の原因)	裁定変更処理前の年金の概要	裁定変更処理の概要
<p>1. 特別支給の老齢厚生年金の受給者からの厚生年金保険被保険者期間の追加の申出に伴う裁定変更処理</p>	<p>(事例1) 年金の種類 : 特別支給の老齢厚生年金 裁定請求年月日 : 平成18年10月19日 裁定年月日 : 平成18年11月9日 受給権発生年月 : 平成18年10月 厚生年金保険 被保険者月数 : 36月 老齢厚生年金額 : 44,400円</p> <p>(事例2) 年金の種類 : 特別支給の老齢厚生年金 裁定請求年月日 : 平成18年7月11日 裁定年月日 : 平成18年8月10日 受給権発生年月 : 平成15年6月 厚生年金保険 被保険者月数 : 489月 老齢厚生年金額 : 1,123,200円</p>	<p>(事例1) 平成18年11月20日、特別支給の老齢厚生年金の受給者から社会保険事務所へ、昭和37年3月から昭和38年3月までの12ヶ月の厚生年金保険被保険者期間を追加するよう申出があった。その後、審査の上、社会保険業務センター(以下「業務センター」という。)において、平成18年12月21日付けで裁定変更処理を行った。 その結果、老齢厚生年金額が8,600円増加した。</p> <p>(事例2) 平成18年11月29日、特別支給の老齢厚生年金の受給者から社会保険事務所へ、昭和34年4月から昭和34年5月までの1ヶ月、昭和35年8月から昭和36年1月までの5ヶ月、昭和36年8月から昭和36年12月までの4ヶ月、昭和37年5月から昭和38年1月までの8ヶ月、の計18ヶ月の厚生年金保険被保険者期間を追加するよう申出があった。その後、審査の上、業務センターにおいて、平成18年12月21日付けで裁定変更処理を行った。 その結果、老齢厚生年金額が16,000円増加した。</p>
<p>2. 老齢基礎年金の受給者からの厚生年金保険被保険者期間の追加の申出に伴う裁定変更処理</p>	<p>(事例3) 年金の種類 : 老齢基礎年金 裁定請求年月日 : 平成18年10月11日 裁定年月日 : 平成18年11月2日 受給権発生年月 : 平成18年9月 国民年金保険料 納付済等月数 : 389月 老齢基礎年金額 : 778,600円</p>	<p>(事例3) 平成18年11月22日、老齢基礎年金の受給者から社会保険事務所へ、昭和32年4月から昭和33年7月までの15ヶ月の厚生年金保険被保険者期間を追加するよう申出があった。その後、審査の上、業務センターにおいて、平成18年12月21日付けで裁定変更処理を行った。 その結果、60歳時点で厚生年金保険被保険者期間が1年以上に達していることから、平成13年に遡って特別支給の老齢厚生年金(老齢厚生年金額52,100円)が裁定された。</p>

類 型 (裁定変更処理の原因)	裁定変更処理前の年金の概要	裁定変更処理の概要
	<p>(事例4)</p> <p>年金の種類 : 老齢基礎年金 裁定請求年月日 : 平成15年10月23日 裁定年月日 : 平成16年1月8日 受給権発生年月 : 平成15年10月 (61歳での支給線上)</p> <p>国民年金保険料 納付済等月数 : 322月 老齢基礎年金額 : 569,800円</p>	<p>(事例4)</p> <p>平成18年11月2日、老齢基礎年金の受給者から社会保険事務所へ、昭和59年10月から昭和60年1月までの3ヶ月の厚生年金保険被保険者期間を追加するよう申出があった。その後、審査の上、業務センターにおいて、平成18年12月21日付けで裁定変更処理を行った。</p> <p>その結果、老齢基礎年金の年金額の計算の基礎となる保険料納付済期間に国民年金第2号被保険者として算入されている厚生年金保険被保険者期間10ヶ月とを合算すると、60歳時点で厚生年金保険被保険者期間が1年以上に達していることから、平成13年に遡って特別支給の老齢厚生年金(老齢厚生年金額38,400円)が裁定された。</p>
<p>3. 老齢基礎年金の受給者からの国民年金保険料免除期間の追加の申出に伴う裁定変更処理</p>	<p>(事例5)</p> <p>年金の種類 : 老齢基礎年金 裁定請求年月日 : 平成18年9月19日 裁定年月日 : 平成18年10月19日 受給権発生年月 : 平成18年9月 (60歳での支給線上)</p> <p>国民年金保険料 納付済等月数 : 447月 老齢基礎年金額 : 447,400円</p>	<p>(事例5)</p> <p>平成18年11月8日、老齢基礎年金の受給者から社会保険事務所へ、平成18年7月分の国民年金保険料免除期間を追加するよう申出があった。その後、審査の上、業務センターにおいて、平成18年12月21日付けで裁定変更処理を行った。</p> <p>その結果、老齢基礎年金額が400円増加した。</p>
<p>4. 特別支給の老齢厚生年金の受給者からの共済組合員期間の追加の申出に伴う裁定変更処理</p>	<p>(事例6)</p> <p>年金の種類 : 特別支給の老齢厚生年金 裁定請求年月日 : 平成14年12月18日 裁定年月日 : 平成15年1月23日 受給権発生年月 : 平成14年10月</p> <p>厚生年金保険 被保険者期間 : 395月 基本年金額 : 1,005,700円</p>	<p>(事例6)</p> <p>平成18年11月20日、特別支給の老齢厚生年金の受給者から社会保険事務所へ、昭和38年4月から昭和40年12月までの33ヶ月の共済組合員期間を追加するよう申出があった。その後、審査の上、業務センターにおいて、平成18年12月21日付けで裁定変更処理を行った。</p> <p>その結果、老齢厚生年金には影響がないが、老齢基礎年金を受給する際に、追加された共済組合員期間が国民年金第2号被保険者の保険料納付済期間に算入されることとなる。</p>

類 型 (裁定変更処理の原因)	裁定変更処理前の年金の概要	裁定変更処理の概要
5. 特別支給の老齢厚生年金の受給者の賞与記録の追加に伴う裁定変更処理	<p>(事例7)</p> 年金の種類 : 特別支給の老齢厚生年金 裁定請求年月日 : 平成18年8月11日 裁定年月日 : 平成18年8月31日 受給権発生年月 : 平成18年8月 厚生年金保険 被保険者月数 : 433月 老齢厚生年金額 : 995,500円	<p>(事例7)</p> 平成18年10月27日、特別支給の老齢厚生年金の受給者について、受給権発生年月前の被保険者期間中である平成18年7月の賞与(600,000円)の記録が追加されたため、社会保険事務所から業務センターへ裁定訂正が報告された。その後、審査の上、業務センターにおいて、平成18年12月21日付けで裁定変更処理を行った。 その結果、老齢厚生年金額が3,300円増加した。
6. 特別支給の老齢厚生年金の受給者の標準報酬月額の見直しに伴う裁定変更処理	<p>(事例8)</p> 年金の種類 : 特別支給の老齢厚生年金 裁定請求年月日 : 平成18年8月3日 裁定年月日 : 平成18年8月17日 受給権発生年月 : 平成17年4月 厚生年金保険 被保険者月数 : 12月 老齢厚生年金額 : 34,800円	<p>(事例8)</p> 平成18年10月12日、特別支給の老齢厚生年金の受給者について、受給権発生年月前の被保険者期間中である平成16年4月からの標準報酬月額が190,000円から180,000円へ訂正されたため、社会保険事務所から業務センターへ裁定訂正が報告された。その後、審査の上、業務センターにおいて、平成18年12月21日付けで裁定変更処理を行った。 その結果、老齢厚生年金額が700円減少した。
7. 特別支給の老齢厚生年金の受給者からの生年月日訂正の申出に伴う裁定変更処理	<p>(事例9)</p> 年金の種類 : 特別支給の老齢厚生年金 裁定請求年月日 : 平成15年6月26日 裁定年月日 : 平成15年7月31日 受給権発生年月 : 平成15年5月 厚生年金保険 被保険者月数 : 503月 老齢厚生年金額 : 478,400円	<p>(事例9)</p> 平成18年11月14日、特別支給の老齢厚生年金の受給者から社会保険事務所へ、生年月日訂正(昭和〇年6月1日から昭和〇年3月1日に訂正)の申出がされた。その後、審査の上、業務センターにおいて、平成18年12月21日付けで裁定変更処理を行った。 その結果、年金の受給権発生年月が平成15年2月となり、3ヶ月分遡って支給された。
8. 遺族厚生年金の受給者からの遺族基礎年金の請求に伴う裁定変更処理	<p>(事例10)</p> 年金の種類 : 遺族厚生年金 裁定請求年月日 : 平成18年4月3日 裁定年月日 : 平成18年4月20日 受給権発生年月 : 平成18年3月 厚生年金保険 被保険者期間 : 240月 基本年金額 : 462,900円	<p>(事例10)</p> 平成18年9月25日、遺族厚生年金の受給者から社会保険事務所へ、被保険者死亡当時の胎児出生に伴い遺族基礎年金の請求書が提出された。その後、審査の上、業務センターにおいて、平成18年12月21日付けで裁定変更処理を行った。 その結果、妻について、胎児出生時からの遺族基礎年金(年金額1,020,000円)が裁定された。

【調査事項（５）】入力ミス、誤記をした納付記録について

国民年金・厚生年金の保険料納付記録のうち、被保険者の責によらない入力ミスや誤記などがあったものの件数及び入力ミスや誤記などを行った者（国民年金・厚生年金保険ごとに平成10年度以降の各年度）

社会保険庁に資料の提供を求めたところ、「裁定変更処理の件数は、（４）①でお答えしたとおりであるが、入力ミスや誤記などがあったかどうか及びそのことが誰によるものなのかについては、データとして保有していないため、お答えすることができない」とのことであった。

【調査事項（6）】被保険者台帳のマイクロフィルム化について

- ① 保険料納付記録をマイクロフィルム化された台帳によって管理されている人数及び廃棄された台帳によって管理されていた人数（国民年金・厚生年金保険別）
- ② コンピューター化に伴う、台帳の廃棄基準及び明文化した保管基準の内容
- ③ 全国の社会保険事務所における保管基準の遵守状況
- ④ コンピューター化に伴う被保険者台帳の入力作業の外注の有無、外注した場合の外注先業者、入力作業へのアルバイトの活用の有無、すべての入力作業に対する社会保険庁職員によるダブルチェックの有無及び当時入力を失念して廃棄してしまった納付記録（台帳）の有無

（被保険者台帳について）

被保険者台帳は、被保険者一人一人ごとに、氏名、生年月日、住所、資格の取得・喪失、保険料納付記録（厚生年金保険にあっては被保険者であった期間における標準報酬の変遷）等が記録されたものであり、当初、紙の台帳で管理されていた。現在、その記録は電子情報として社会保険オンラインシステムで管理されている。

（調査事項（6）①について）

保険料納付記録をマイクロフィルム化された台帳によって管理されている人数及び廃棄された台帳によって管理されていた人数について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、以下の回答があった。

マイクロフィルム化された国民年金の被保険者台帳並びに厚生年金保険の被保険者名簿、被保険者原票及び索引簿（以下「被保険者台帳等」という。）は、各社会保険事務所ごとに管理しており、被保険者台帳等に記録している被保険者の人数を確認するためには、各社会保険事務所に照会し、マイクロフィルムの索引簿等から一件一件人数確認を行う必要があり、お答えすることができない。

なお、国民年金及び厚生年金保険の事務処理のオンライン化に伴い廃棄した被保険者台帳等に記録していた被保険者の数は、マイクロフィルム化に伴う契約関係文書の保存年限が経過しており、確認することができない。

なお、マイクロフィルムの索引簿等からの人数確認作業を社会保険事務所の平常業務を行いながら実施する場合、相当の期間が必要になると考えられる。

(調査事項(6)②について)

コンピューター化に伴う台帳の廃棄基準及び明文化した保管基準の内容について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、以下の回答があった。

国民年金については、「新しい事務処理方式(後期計画)の実施に伴う国民年金被保険者台帳の取扱いについて(通知)」(昭和60年9月3日庁業発第31号社会保険庁年金保険部業務第一課長・業務第二課長通知)により、一部未納記録や特例納付記録等がある被保険者台帳をマイクロフィルム化するには正副2本作成し、正本は社会保険事務所において、副本は社会保険事務局(当時は都道府県国民年金課)において保管することとした。また、マイクロフィルム化が完了した被保険者台帳を含むすべての被保険者台帳を廃棄することとした。

厚生年金保険については、年々増加する被保険者台帳等によりその索出作業に多くの時間を要するようになったこと、また、被保険者台帳等の管理・保管に要する社会保険事務所の保管場所が拡大し、業務スペースが狭隘となったことなどの理由により、昭和51年から平成4年にかけて各社会保険事務局(当時は都道府県保険課)において被保険者台帳等のマイクロフィルム化が実施された。マイクロフィルム化した被保険者台帳等は正副2本作成し、正本は社会保険事務所において、副本は社会保険事務局(当時は都道府県保険課)において保管することとした。また、マイクロフィルム化が完了した被保険者台帳等については廃棄することとした。

- 「新しい事務処理方式(後期計画)の実施に伴う国民年金被保険者台帳の取扱いについて(通知)」(昭和60年9月3日庁業発第31号社会保険庁年金保険部業務第一課長・業務第二課長通知)【39頁参照】

(調査事項(6)③について)

全国の社会保険事務所における保管基準の遵守状況について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、「国民年金については、②の通知に基づき保管されており、厚生年金保険については、②でお答えしたとおり保管されている」とのことであった。

(調査事項(6)④について)

コンピューター化に伴う被保険者台帳の入力作業の詳細について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、「事務処理の全国オンライン化は、国民年金については昭和58年度から昭和59年度に、厚生年金保険については昭和60年度から昭和62年度までに順次実施してきたところである。この事務処理のオンライン化に伴う業務委託契約関係の文書及び被保険者記録等の切替事務取扱要領等の文書の保存年限は10年であり、文書の保存年限が経過しており、確認することができない」とのことであった。

【調査事項（7）】時効を遡って納付された保険料について

- ① これまで時効を遡って保険料が納付された件数（国民年金・厚生年金保険ごとに平成10年度以降の各年度）
- ② ①のうち、適正なものの件数及び適正とする理由（真性の納付領収書の所持が確認されたなど）並びに代表的な10事例（具体的、詳細なもの）
- ③ ①のうち、不適正なもの、違法なもののそれぞれ件数及び不適正・違法とする理由並びに代表的な10事例（具体的、詳細なもの）
- ④ 社会保険庁職員やOBなどの要請により、その家族・親族の保険料納付を不正に認めた件数及び代表的な10事例（具体的、詳細なもの）

（保険料徴収権の時効について）

国民年金及び厚生年金保険の保険料を徴収する権利は、国民年金法及び厚生年金保険法の規定により、納期限から2年を経過したときは時効により消滅することとされている。

そのため、国民年金法及び厚生年金保険法に基づく督促、差押え、債務の承認等の時効中断事由がなく、納期限から2年を経過した場合には、国は保険料を徴収できないこととなる。

（調査事項（7）①、②、③及び④について）

社会保険庁に資料の提供を求めたところ、国民年金については以下の回答があった。

- 国民年金の時効を遡って納付された保険料の調査については、
- ① 社会保険オンラインシステムの処理履歴から、国民年金保険料の法定納付期限から2年以内に納付された処理記録以外の処理記録の抽出を行い
 - ② その中から保険料を収納した後還付又は充当が行われているもの及び督促状の発行や債務承認などの時効中断措置が取られているものを除外し、調査の対象となる事務処理を確定した上で
 - ③ 対象となる事務処理についてその一件一件を関係書類と突合確認し
 - ④ 処理の内容及び経過等から適正な処理であったかどうかについて調査する
- ことが必要である。

現在、保存されている関係書類から確認が可能と見込まれる平成 16 年度及び平成 17 年度に行った事務処理について、②の調査の対象となる事務処理の確定作業中であることから、現時点ではお尋ねの件数等についてお答えすることができない。

また、厚生年金保険については以下の回答があった。

厚生年金保険については、事業主が毎月納付しなければならない保険料を滞納した場合には、滞納保険料が納付されるまでの間、事業主に対する継続的な納付督促と滞納処分を行うとともに、滞納保険料が時効消滅しないよう差押え、債務承認の時効中断措置を行っており、これらの滞納保険料の納付督促、滞納処分及び滞納保険料の納付状況に係る一連の詳細な事蹟は、事業所毎の「滞納処分票」の紙台帳に記録し決裁する管理方法としている。

このため、時効を遡って納付された保険料を調査するには、過去分を含むすべての滞納処分票の時効中断措置の時期と、システムで保有している納付記録とを個々に確認することが必要であるが、膨大な作業が必要となり、本来業務に支障を来すため、お答えすることができない。なお、調査を実施する場合には、新たにシステム開発を行った上で、抽出作成した過去分の納付記録リストと、すべての滞納処分票を個々に確認する必要があるが、これらの作業を本来業務を行いながら実施する場合には少なくとも 2 年以上の期間を要するものと考えている。

【調査事項（８）】居所不明者（国民年金居所未登録者）について

- ① 居所不明者とする要件・手続
- ② 平成18年2月末時点で77万9,366人存在する国民年金居所未登録者のうち、不適正な処理で未登録者とされた人数
- ③ ②の不適正な処理の内容
- ④ 不適正な処理を行った理由及び見かけ上の収納成績を上げる目的の有無
- ⑤ ②のうち、法令違反に当たる処理の人数及び代表的な10事例（具体的、詳細なもの）
- ⑥ ②の都道府県別の人数及び国民年金被保険者に対する割合

（居所未登録者について）

国民年金の被保険者が、届け出されている住所に居住しなくなり行方が分からなくなった場合や、国内に居住していると思われるが住所変更の届出がない場合には、納付書の送達等ができず保険料を徴収できないことから、「居所未登録者」として他の被保険者とは異なる取扱いがなされている。

（調査事項（８）①について）

居所未登録者とする要件・手続について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、以下の回答があった。

国民年金の第1号被保険者及び任意加入被保険者（以下「国民年金第1号被保険者等」という。）について、居所未登録者とする要件及び手続は、「転出先が不明等住所が不明な被保険者の取扱いについて」（昭和49年10月7日庁保険発第20号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務課長通知）により、住民基本台帳法第24条の規定による転出届（以下「転出届」という。）を提出したにもかかわらず転入の事実が確認できない者であること又は同法第34条の規定による市町村の調査（以下「住民調査」という。）により、住民票が職権消除された者であることを要件とし、市町村からの報告に基づき居所未登録者とするものと定めて取り扱ってきた。

また、保険料収納事務が市町村から国へ移管されたことに伴い、納付書等の郵便物が送達不能となる等の契機で、現地調査等において居住が確認できない者についても居所未登録者としていたが、社会保険事務局における現地調査等の具体的な取扱いに差異がある面もあったことから、平成18

年 10 月に「住所が不明な被保険者の取扱いについて」（平成 18 年 10 月 4 日庁保険発第 1004001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知）により、改めて居所未登録者とする要件及び手続を定めた。具体的には次のとおりである。

要件	手続
転出届を提出したにもかかわらず転入の事実が確認できない者又は市町村の住民調査により住民票が職権消除された者であること	市町村からの報告に基づき居所未登録者とする
住民票はあるがその住所に送付した納付書が送達不能等となり、現地調査において居住していないことが確認できた者であること	現地調査や第三者への聞き取りによる被保険者の現住所の確認を行い、確認ができない場合に居所未登録者とする

- 「転出先が不明等住所が不明な被保険者の取扱いについて」（昭和 49 年 10 月 7 日庁保険発第 20 号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務課長通知）【49 頁参照】
- 「住所が不明な被保険者の取扱いについて」（平成 18 年 10 月 4 日庁保険発第 1004001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知）【52 頁参照】

（調査事項（8）②について）

居所未登録者のうち、不適正な処理で未登録者とされた人数について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、以下の回答があった。

保存されている関係書類から確認が可能である平成 17 年度に行われた不適正な居所未登録の処理について、社会保険事務局からの報告を基に取りまとめた件数は、平成 18 年 8 月 3 日に「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第 3 次調査報告書」（以下「3 次調査報告書」という。）において公表したとおり、104,777 件である。

なお、平成 17 年度に行われた不適正な居所未登録の処理を取り消した後もなお残る居所未登録者については、その現況が、①で述べた現時点における要件と合致するかを再点検して、合致しないものは居所未登録の解

(調査事項(8)⑥について)

②の都道府県別の人数及び国民年金被保険者に対する割合について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、「3次調査報告書において公表した104,777件は、平成17年度に行われた処理件数であり、ある特定の時期の不適正な処理による居所未登録者数ではないことから、お尋ねのような都道府県別の不適正な処理による居所未登録者数及び国民年金被保険者に対する割合については、お答えすることができない」とのことであったが、社会保険庁によると、3次調査報告書において公表した104,777件の都道府県別の件数とその件数の平成17年度末における国民年金第1号被保険者等に対する割合は、次頁のとおりである。

なお、「この割合は、一定の期間に行われた処理件数の累計と特定の時期における被保険者数を基に算出した割合であるため、お尋ねの被保険者数に占める不適正な処理による居所未登録者数の割合ではない」とのことである。

除を行っている。当該再点検においては、居所未登録の処理が行われた経緯は確認することができないため、不適正な事務処理によるものであったかどうかについては、確認することができない。

○「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第3次調査報告書」（平成18年8月3日社会保険庁）（抜粋）【58頁参照】

（調査事項（8）③及び④について）

不適正な居所未登録の処理の内容、不適正な処理を行った理由及び見かけ上の収納成績を上げる目的の有無について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、以下の回答があった。

3次調査報告書において公表した不適正な居所未登録の処理は、本来は居所未登録者とすべきでない者を納付率引上げのために居所未登録者として登録していたものであり、その内容は以下のとおりである。

1. 60歳まで保険料を納付しても年金受給権が発生しない未納者である者を居所未登録者としたもの
2. 保険料が長期間未納である者を居所未登録者としたもの
3. 外国人である保険料未納者を居所未登録者としたもの
4. 免除等の申請者で審査未了である者を居所未登録者としたもの
5. 居所未登録該当年月日を変更したもの

（調査事項（8）⑤について）

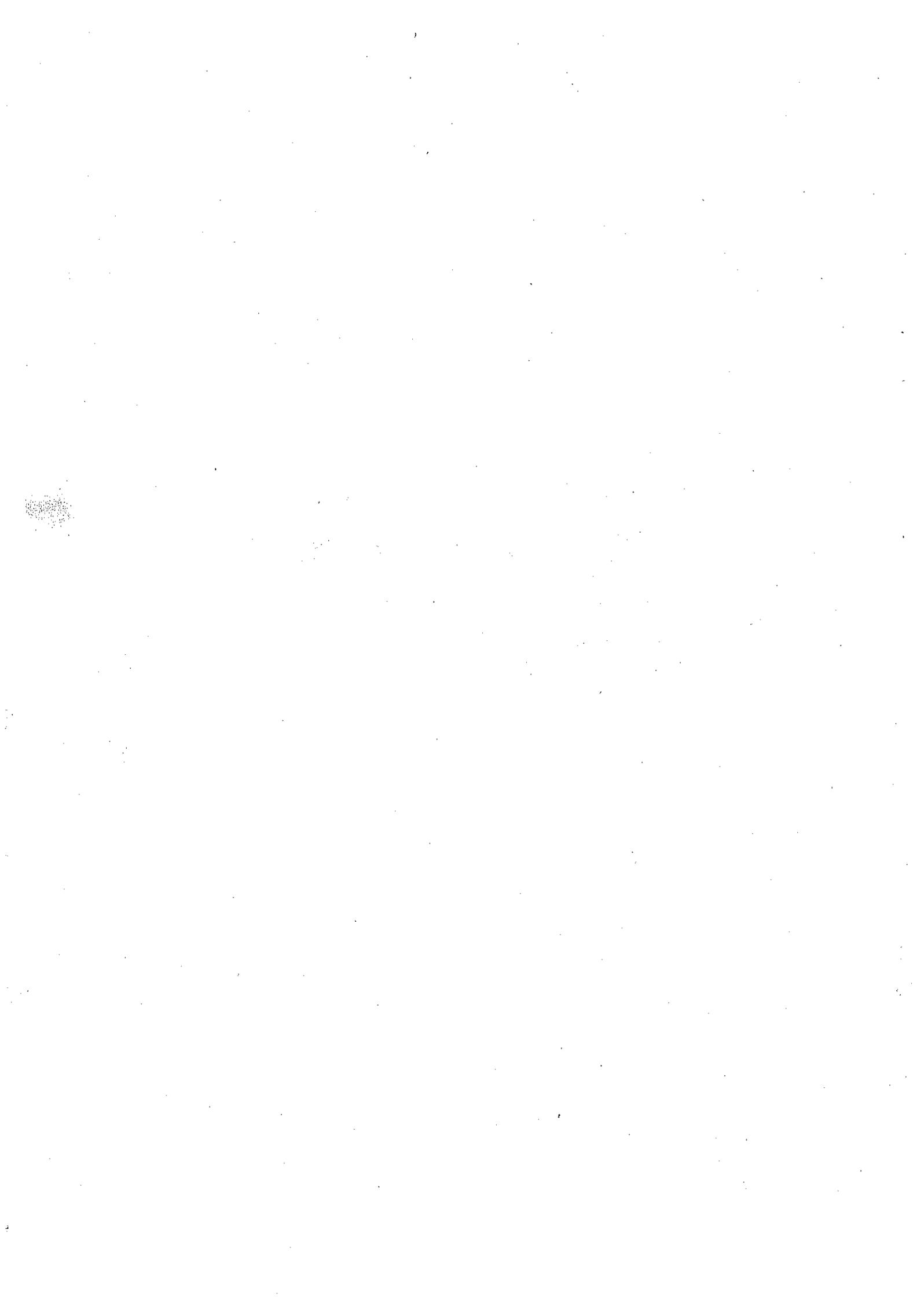
②のうち法令違反に当たる処理の人数及び代表的な事例について、社会保険庁に資料の提供を求めたところ、「居所未登録の処理は、法令に基づく手続ではないことから、3次調査報告書において公表した不適正な処理については、法令違反には該当しない。なお、当該処理は、通知違反に該当するものであり、その内容は③及び④の1から5までのとおりである」とのことであった。

都道府県	不適正な居所未登録の処理件数(件)	国民年金第1号被保険者等数(人)	割合(%)
北海道	5,466	944,183	0.58%
青森	2,829	300,058	0.94%
岩手	0	227,748	-
宮城	6,037	420,298	1.44%
秋田	0	189,254	-
山形	140	190,425	0.07%
福島	2,502	341,810	0.73%
茨城	3,328	564,562	0.59%
栃木	203	365,820	0.06%
群馬	96	364,872	0.03%
埼玉	16,686	1,239,565	1.35%
千葉	739	1,079,388	0.07%
東京都	538	2,517,278	0.02%
神奈川県	6,236	1,457,450	0.43%
新潟	71	361,852	0.02%
富山	0	150,721	-
石川	172	181,343	0.09%
福井	0	115,615	-
山梨	0	158,255	-
長野	0	337,275	-
岐阜	9	341,326	0.00%
静岡県	986	595,509	0.17%
愛知県	2,820	1,148,194	0.25%
三重	1,326	291,456	0.45%
滋賀	265	211,423	0.13%
京都	2,029	467,784	0.43%
大阪	13,482	1,603,249	0.84%
兵庫	29,933	924,709	3.24%
奈良	0	248,651	-
和歌山	0	198,111	-
鳥取	0	91,082	-
島根	0	97,494	-
岡山	285	274,802	0.10%
広島	0	432,582	-
山口	0	217,407	-
徳島	0	127,675	-
香川	0	149,945	-
愛媛	275	243,045	0.11%
高知	922	139,121	0.66%
福岡	0	851,632	-
佐賀	495	146,790	0.34%
長崎	3,948	265,717	1.49%
熊本	540	332,892	0.16%
大分	0	174,705	-
宮崎	0	205,625	-
鹿児島	194	280,172	0.07%
沖縄	2,225	334,615	0.66%
合計	104,777	21,903,485	0.48%

注1 「不適正な居所未登録の処理件数」は、平成17年度の1年度において処理した件数の合計であり、各社会保険事務局からの報告を基に取りまとめた件数である。

注2 「国民年金第1号被保険者等数」は、平成17年度末現在の国民年金の第1号被保険者数と任意加入被保険者数の合計である。

第3 關係資料



新しい事務処理方式(後期計画)の実施に
伴う国民年金被保険者台帳の取扱いにつ
いて(通知)

〔昭和六十年九月三日庁業第第三十一号
都道府県民生主管部(局)国民年金主管課
(部)長あて社会保険庁年金保険部業務第
一課長・業務第二課長通知〕

社会保険業務の新しい事務処理方式(後期計画)による国民年金の適

イ 国民年金被保険者記録リストの記録と台帳の国民年金手帳記
号番号、氏名、生年月日、性別、資格記録及び納付記録をそれ
ぞれ突合すること。

(2) 被保険者ファイルの補正

記録の突合を行った結果、不突合となったものについては調査、
確認を行い、「国民年金適用関係業務取扱要領」及び「国民年金保険
料関係業務取扱要領」に基づき処理すること。

(3) 完了報告書の提出

記録の突合が完了したときは、「国民年金被保険者記録突合完了
報告書」(別紙四)を作成し、社会保険庁年金保険部業務第一課に提
出すること。

三 台帳の廃棄について

マイクロフィルム化が完了した特殊台帳及び記録の突合、被保険
者ファイルの補正が完了した特殊台帳を除く台帳については、廃棄
すること。

なお、台帳の廃棄にあつては、被保険者記録が個人に関する記
録であることから、その処分に十分配慮されたいこと。

また、これらマイクロフィルム化等の実施時期については、「国
民年金被保険者台帳のマイクロフィルム化等実施対象都道府県一覽」
(別紙一)により、昭和六十年から四ヶ年計画で実施することとし、
その実施にあつては、各都道府県民生主管部(局)国民年金主管課
(部)において実施計画書(別紙五)を作成のうえ社会保険庁年金保険
部業務第一課に提出することとしたので、よろしくお取り計らい願
いたい。

なお、マイクロフィルム化等に要する経費については、別途長官

官房経理課長から交付される予定であること。

別紙一

国民年金被保険者台帳のマイクロフィルム化等実施対象都道府県一覽

実施予定年度	対象都道府県名
昭和六十年	青森 秋田 埼玉 千葉 東京 神奈川 石川 福井 山梨 静岡
昭和六十一年	北海道 宮城 福島 栃木 愛知 三重 和歌山 岡山 山口 香川 佐賀 宮崎
昭和六十二年	群馬 新潟 富山 長野 大阪 鳥取 広島 長崎 熊本 大分
昭和六十三年	岩手 山形 茨城 岐阜 滋賀 京都 兵庫 奈良 島根 徳島 愛媛 高知 福岡 鹿児島 沖縄

別紙二、五 略

用・保険料業務の実施に伴い、国民年金被保険者台帳(以下「台帳」という。)(により管理していた被保険者記録は、磁気ファイルによる管理に切り替えられたところであるが、これらの台帳については、次により取り扱うこととしたので遺憾のないようご配慮願いたい。

一 台帳のマイクロフィルム化について

社会保険事務所で管理している台帳(旧台帳を含む。以下同じ。)のうち、昭和五十八年六月二十九日付庁業発第三十一号及び同年七月二十七日付庁業発第三十八号通知に基づき、整理された国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)(については、保険料還付及び通算対象期間の確認等の業務処理にあたり、当該台帳の索出を容易にし、業務処理を円滑に行うため、また破損、摩耗の防止並びに職場環境の改善を図るためマイクロフィルム化するものであること。

(1) 特殊台帳の抽出及び点検補正

社会保険事務所で管理している台帳から特殊台帳を抽出し、記載事項の点検を行うとともに、記載事項が不鮮明な台帳については、書替え、なで書等の方法により補正すること。

(2) マイクロフィルムの作成・保管

特殊台帳のマイクロフィルムは、原則として現行台帳、旧台帳毎に正副2本作成し、正体は社会保険事務所において、副本は都道府県民生主管部(局)(国民年金主管課(部))において保管すること。

(3) 索引簿及び索引簿磁気テープの作成・保管

マイクロフィルム化した特殊台帳の索引簿及び索引簿磁気テープ(索引簿作成用のデータを収録した磁気テープ)は、次により作成、保管すること。

ア 索引簿は現行台帳、旧台帳毎に手帳記号番号順とし、製本索引

簿又はマイクロフィルム索引簿を作成すること。

なお、マイクロフィルム索引簿を作成する場合にあつては正副二本作成し、正本は社会保険事務所において、副本は都道府県民生主管部(局)(国民年金主管課(部))において保管すること。

イ 索引簿磁気テープを正副二巻作成し、正本は都道府県民生主管部(局)(国民年金主管課(部))において、副本は社会保険庁年金保険部業務第一課において保管すること。

(4) マイクロフィルム撮影等の委託

特殊台帳のマイクロフィルム撮影及び索引簿作成にあつては、別添「国民年金被保険者台帳マイクロフィルム作成仕様書」に基づき、都道府県民生主管部(局)(国民年金主管課(部))において委託すること。

(5) 完了報告書の提出

特殊台帳のマイクロフィルム化が完了したときは、「国民年金被保険者台帳(特殊台帳)マイクロフィルム化完了報告書」(別紙二)を作成し、社会保険庁年金保険部業務第一課に提出すること。

二 特殊台帳を除く台帳の記録の突合について

国民年金の老齢年金及び通算老齢年金の裁定後における被保険者記録の訂正等に伴う再裁定事例状況等から国民年金被保険者原簿の記録と台帳の突合を行うものであること。

(1) 記録の突合方法

ア 記録の突合にあつては、最終紙テープ進達分による統合処理により作成した国民年金被保険者原簿の記録を「国民年金被保険者記録リスト」(別紙三)に市町村別、手帳記号番号順に印字し、最新記録進達庁へ送付すること。

社会保険業務の新しい事務処理方式の実
施に伴う国民年金被保険者記録の進達及
び国民年金被保険者台帳の整理について
(通知)

昭和五十八年七月二十七日庁業発第三十八号
都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)
長あて社会保険庁年金保険部業務第一課長
社会保険庁年金保険部業務第二課長通知

標記については、国民年金被保険者記録の切替作業の軽減を図り、
また、本稼働後の業務処理を円滑に行う等のため、次により事務処理
を行うこととしたので通知する。

一 新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年二月から実施する
社会保険事務所に係る昭和五十八年度における被保険者記録の進達
については、昭和五十八年十一月十日進達分をもって最終進達とし、
以後の被保険者記録については、新しい事務処理方式により、処理
するものであること。

なお、新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年八月、同年
十一月及び昭和六十年二月から実施する社会保険事務所に係る被保
険者記録の進達については、最終進達日を別途通知することとして
いるので、それまでの間は、従来どおり取り扱うものであること。

二 新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年十一月及び昭和六
十年二月から実施する社会保険事務所にあつては、昭和五十八年四
月一日以後に被保険者資格を有する者について、昭和五十五年度分、
昭和五十六年度分及び昭和五十七年度分の納付記録を基本項目の切

	<p>所にあつては、昭和五十六年度までの納付記録を対象とし、新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年十一月及び昭和六十年二月から実施する社会保険事務所にあつては、昭和五十七年度までの納付記録を対象とする。</p>
<p>(四) 一部免除記録</p>	<p>被保険者記録と法第八十九条又は第九十条の規定により、保険料の納付が免除された数を比較して保険料の納付が免除された月が一部ある年度に係る納付記録(新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年二月及び同年八月から実施する社会保険事務所にあつては、昭和五十六年度までの納付記録を対象とし、新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年十一月及び昭和六十年二月から実施する社会保険事務所にあつては、昭和五十七年度までの納付記録を対象とする。)</p>
<p>(五) 還付充当記録</p>	<p>保険料の還付又は充当記録。ただし、新しい事務処理方式により処理したものを除く。</p>
<p>(六) 一部付加納付記録</p>	<p>法第八十七条の二の規定による付加保険料が納付されている月が一部ある年度に係る納付記録(新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年二月及</p>

<p>(七) 短期年金等関係記録</p>	<p>び同年八月から実施する社会保険事務所にあつては、昭和五十六年度までの納付記録を対象とし、新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年十一月及び昭和六十年二月から実施する社会保険事務所にあつては、昭和五十七年度までの納付記録を対象とする。</p>
<p>(八) 旧台帳保管庁記録</p>	<p>法の規定による障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金に関する記録(切替対象者に係る台帳に記載されている記録は除く。) 死亡一時金については、新しい事務処理方式による国民年金の給付業務が開始されるまでの間に支給した記録のすべてを対象とする。 被保険者の住所変更等によつて、他の社会保険事務所から移管を受けた台帳であつて、旧台帳の保管庁記録を有するもの</p>

二 整理の方法

社会保険事務所は、管理しているすべての台帳及び旧台帳について、前記一の記録の有無の調査を行い、次の処理を行うこと。
(一) 台帳又は旧台帳に前記一の記録のいずれかを有する場合は、当該台帳の表面左上部欄外に㊦の印(直径十mm)又は㊦(特切)の印(縦十mm、横二十mm)を赤色で押印する。

替時において「国民年金基本項目切替票」により切替えることとなるが、昭和五十七年度に資格喪失（六十歳に達したことによる場合を除く。）した者については、切替の対象者とならないので、昭和五十五年度分以降の納付記録については、昭和五十八年度中に進達すること。

三 新しい事務処理方式（後期計画）の実施に伴い、国民年金被保険者台帳により管理していた被保険者記録は、磁気ファイルに切替えて管理することとなるが、切替前の納付記録は、各月ごとの納付状況が収録されないこととなっている。

このため、切替後における通算対象期間の確認、保険料の還付等の業務処理に当たり、当該台帳の索出を容易にし、業務処理を円滑に行うよう特例納付等の記録を有する国民年金被保険者台帳の整理を行う必要があるので、別添「特例納付等の記録を有する国民年金被保険者台帳の整理要領」により整理されたいこと。

四 国民年金被保険者台帳の整理に要する経費については、長官官房経理課長から別途資金交付される予定であること。

特例納付等の記録を有する国民年金被保険者台帳の整理要領

一 整理の対象となる国民年金被保険者台帳

整理の対象となる国民年金被保険者台帳は、社会保険事務所で管理している国民年金被保険者台帳（仮台帳を含む。以下「台帳」という。）及び昭和四十八年五月十四日庁保発第十号社会保険庁年金保険部長通知による更新前の国民年金被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）であつて、次の記録を有するものであること。

記 録

(一) 特例納付記録

国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十三条、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第十八条又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十六号）附則第四条の規定による保険料の特例納付記録

(二) 前納記録

国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号。以下「法」という。）第九十三条の規定による保険料の前納記録（新しい事務処理方式（後期計画）を昭和五十九年二月及び同年八月から実施する社会保険事務所にあつては、昭和五十八年度までの納付記録を対象とし、新しい事務処理方式（後期計画）を昭和五十九年十一月及び昭和六十年二月から実施する社会保険事務所にあつては、昭和五十九年度までの納付記録を対象とする。）

(三) 一部未納記録

被保険者記録と保険料の納付月数を比較して保険料の未納の月が一部ある年度に係る納付記録（新しい事務処理方式（後期計画）を昭和五十九年二月及び同年八月から実施する社会保険事務所

うこと。

五 台帳及び旧台帳の保管

前記二によつて整理した台帳又は旧台帳は、別途通知するまでの間、当該社会保険事務所の保管方法により管理すること。

別紙
略

ア ㊦の印を押印する台帳及び旧台帳

(ア) 前記一の記録のうち、一部未納記録、一部免除記録、一部付加納付記録、短期年金等関係記録又は旧台帳保管庁記録を有する台帳

(イ) 切替の非対象者(新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年二月及び同年八月から実施する社会保険事務所にあっては、昭和五十七年四月一日前に被保険者資格を喪失している者。新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年十一月及び昭和六十年二月から実施する社会保険事務所にあっては、昭和五十八年四月一日前に被保険者資格を喪失している者)であつて、前記一の記録のうち特例納付記録、前納記録又は還付充当記録を有するもの

(ウ) 前記一の記録のいずれかを有する旧台帳。ただし、当該記録が台帳で確認できるものについては、㊦の印を押印する必要はない。

イ (特切)の印を押印する台帳

切替の対象者(新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年二月及び同年八月から実施する社会保険事務所にあっては、昭和五十七年四月一日以後に被保険者資格を有する者。新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年十一月及び昭和六十年二月から実施する社会保険事務所にあっては、昭和五十八年四月一日以後に被保険者資格を有する者)に係る台帳であつて、前記一の記録のうち特例納付記録、前納記録又は還付充当記録を有するもの。

なお、(特切)の印を押印すべき台帳にあつては、特例納付

四

記録、前納記録又は還付充当記録以外の前記一の記録を有している場合であつても㊦の印を押印する必要はない。

(二) 被保険者の住所変更等によつて他の社会保険事務所へ移管する台帳に前記一の記録のいずれかを有することを確認した場合は、㊦又は(特切)の印を押印したうえ、当該台帳を移管する。

また、被保険者の住所変更等によつて他の社会保険事務所から移管を受けた台帳に、前記一の記録を有するにもかかわらず、(特切)又は(特切)の印が押印されていない場合は、(一)により処理する。

(三) (一)による台帳又は旧台帳の整理後、還付充当記録が生じたこと等により、前記一の記録を有することとなつた台帳については(一)により処理する。

(四) 台帳又は旧台帳に㊦又は(特切)の印を押印した後において、一部免除記録であつたものが、法第九十四条の規定による保険料の追納により完納となつたこと等により、前記一の記録に該当しなくなつたときは、当該表示を抹消する。

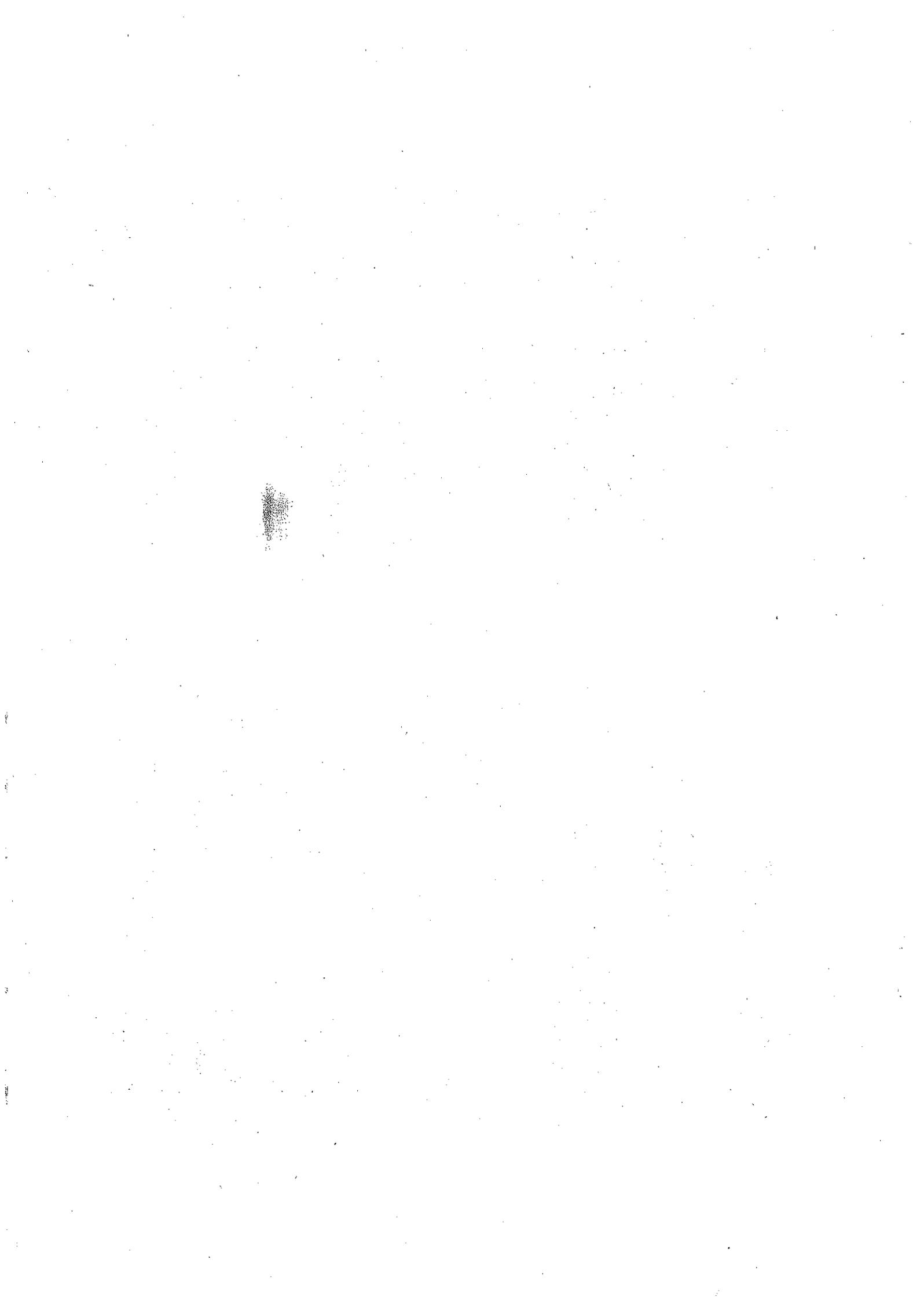
三 整理期間

(一) 前記二の(一)の処理については、新しい事務処理方式(後期計画)を昭和五十九年二月から実施する社会保険事務所にあっては、基本項目の切替開始までに行い、その他の社会保険事務所にあっては、昭和五十八年度中に行うこと。

(二) 前記二の(二)から(四)までの処理については、整理作業完了後においても引き続き行うこと。

四 整理結果の報告

特例納付等の記録を有する台帳の前記二の(一)の整理が完了したときは、その結果を別紙様式により速やかに業務第二課長へ報告を行



転出先が不明等住所が不明な被保険者の 取扱いについて

〔昭和四十九年十月七日庁保険発第二十号
都道府県民生主管部(局)国民年金課(部)長あて
社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務課長通知〕

転出先が不明等住所が不明な被保険者(以下「不在被保険者」という。)については、昭和四十三年四月十六日庁保険発第七号及び同年五月二十日庁業発第百八号通知に基づき取り扱ってきたところであるが、今般、不在被保険者に係る納付記録の進達の簡素化等を旨として、これが取扱いを次のとおり改めたので、遺憾のないよういたされたい。
なお、これに伴い前記通知は廃止する。

一 市町村の処理

(1) 不在被保険者の報告

住民基本台帳法第二十四条に規定する転出届に基づき住民票は消除されたが同法第九条第一項に規定する転入通知のない被保険者及び同法三十四条に規定する調査(以下「住民調査」という。)等に基づき職権により住民票が消除された被保険者(管轄社会保険事務所から国民年金社会保険事務所事務取扱準則(以下「事務所準則」という。)(第二十九条第一号又は第三号に規定する住所変更の通知があつたものを除く。)(について、その住民票が消除された日から起算して三か月を経過したときは、その旨を別紙様式一により管轄社会保険事務所へ報告すること。

なお、この報告は各基準月の十日までに当該基準月の前三か月分をとりまとめて行うものとする。

(2) 被保険者名簿の整理

管轄社会保険事務所から後記二の(1)のイの通知を受けたときは、次の処理をすること。

ア 社会保険事務所の管理に移された不在被保険者のうち、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有している者については、当該被保険者名簿にその旨及び市町村が管理することを要しないこととした年月を記入のうえ、転出者の名簿として整理保管すること。

イ 社会保険事務所の管理に移された不在被保険者のうち、保険料納付済期間又は保険料免除期間を全く有していない者については、当該被保険者名簿を廃棄すること。

(3) 住所が判明した被保険者の取扱い

前記(2)の処理をした被保険者について、その者から届書等の提出が行なわれ又はその市町村において住民調査が実施されたことにより、住民が当該市町村の区域内にあることが確認されたときは、その者の被保険者名簿を作成又は整理すること。この場合において、当該住所の確認が住民調査の実施により行われたものであるときは、その者の国民年金手帳の記号番号、氏名及び確認された住所を管轄社会保険事務所へ報告すること。

なお、この報告は、氏名又は住所を変更している被保険者については、その者に係る国民年金法施行規則第九条の規定に基づく報告とみなして取り扱って差し支えないこと。

二 社会保険事務所の処理

記号番号、④性別、⑤生年月日、⑥氏名、⑦課所記号をタイプすること。

タイプする際に別表二のテープフォームの進達紙テープを同時にさん孔すること。

なお、被保険者台帳が既に廃棄されている場合については、その者の被保険者台帳を再製する社会保険事務所において処理すること。

㉞ 不在被保険者の表示がある者に対して、納付記録が進達された場合には事故となるので、必ずこの処理をすること。

ウ 前記ア及びイにより作成された進達紙テープの進達は、平常の進達と同一巻で行うこと。

エ 前記アの処理をした不在被保険者については、納付記録(保険料が未納である場合に限る。)の進達は不要であること。

三 その他

(1) 不在被保険者として現に社会保険事務所で管理されている者の記録の進達の取扱いは、前記二の(4)により昭和五十一年三月末日までに処理すること。

(2) 不在被保険者に係る台帳更新については、住所が明らかになるまで必要なこと。

別紙
略

(1) 不在被保険者報告書の処理

市町村から前記一の(1)の報告を受けたときは、次の処理をすること。

ア 当該被保険者について住民票が消除された日の属する月の翌日から市町村で管理することを要しない被保険者とするともに、社会保険事務所において管理すべき不在被保険者として当該被保険者の被保険者台帳を別保管すること。この場合において、当該被保険者台帳にはその欄外等に不在被保険者である旨及び市町村で管理することを要しないものとした年月を記入しておくこと。

イ 当該被保険者を管轄していた市町村にその事務処理結果を別紙様式二により通知すること。

(2) 被保険者台帳の消除

不在被保険者のうち、保険料納付済期間又は保険料免除期間を全く有していない者について、市町村で管理を要しないこととしてから二年を経過するに至つたときは、その月の初日において当該被保険者の被保険者台帳を消除し、当該被保険者台帳を別保管すること。ただし、消除台帳整理簿を作成する等の方法により被保険者台帳を消除した旨及びその事跡(国民年金手帳の記号番号、氏名、資格取得年月日等の被保険者台帳の再製に必要な事項)を明らかにした場合には、当該消除した被保険者台帳は、廃棄して差し支えないこと。

(3) 住所が判明した被保険者の取扱い

不在被保険者(前記(2)により被保険者台帳が消除された者を含む。)について、市町村から後に届書等の進達若しくは前記一の

(3)の報告を受け、又は他の社会保険事務所から被保険者台帳の移管要求を受けたことにより住所が判明したときは、不在被保険者としての取扱いの決定を取り消すとともに、その者に係る被保険者台帳を整理すること。この場合において、その者の被保険者台帳がすでに廃棄されているときは、次の処理をすること。

ア 当該被保険者の住所がその社会保険事務所の管内にあるときは、その者の被保険者台帳を再製すること。

イ 当該被保険者の住所がその社会保険事務所の管外にあつて、被保険者台帳の移管要求を受けたものであるときは、その者の被保険者台帳を消除したことに伴い廃棄した旨並びに当該被保険者台帳の再製に必要な事項をその移管要求をした社会保険事務所に通知すること。

なお、移管要求をした社会保険事務所において、上記通知を受けたときは、その者の被保険者台帳を再製すること。

(4) 記録の進達

ア 前記(1)により社会保険事務所において別保管とされた不在被保険者については、別表一のプログラムを使用して、受付処理簿(事務所準則様式一号)のそれぞれの欄に①整理番号、②テープ番号(〇八)、③国民年金手帳の記号番号、④性別、⑤生年月日、⑥氏名、⑦課所記号をタイプすること。

タイプする際に別表二のテープフォーム進達紙テープを同時にさん孔すること。

イ 前記(3)により住所が判明した被保険者については、別表一のプログラムを使用し受付処理簿(事務所準則様式一号)のそれぞれの欄に①整理番号、②テープ番号(〇九)、③国民年金手帳の

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

住所が不明な被保険者の取扱いについて (通知)

日本に住所のある者は国民年金の被保険者となるが、被保険者として資格取得をした者が、届け出されている住所に居住しなくなり、行方が分からなくなった場合や、国内に居住していると思われるが、住所の変更の届出がない場合は、納付書の送達等ができず、保険料が徴収できないことから、「居所未登録者」として、他の被保険者と取扱いを異にする必要がある。

ついては、こうした被保険者の取扱いについて、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、これに伴い、「転出先が不明等住所が不明な被保険者の取扱いについて」(昭和 49 年 10 月 7 日庁保険発第 20 号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務課長通知)は、本日限り、廃止する。

記

1 居所未登録者とする要件

居所未登録とする被保険者は、次の (1) 又は (2) に掲げる者とする。

(1) 転出届を提出したにもかかわらず転入の事実が確認できない者又は市町村の住民調査(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 34 条の規定による調査をいう。

以下同じ。)により、住民票が職権消除された者(職権消除者等)

(2) 住民票はあるが、その住所に送付した納付書が送達不能(転居先不明等の理由によるものに限る。)となり、現地調査において次のいずれかに該当し、居住していないことが確認できた者(行方不明者)

ア 住所地に家屋が存在せず、第三者(近隣住民、民生委員、不動産業者等)への聞き取りによっても居住地を確認できなかったもの

イ 住所地に家屋は存在するが、居住の形跡が認められず(郵便物の滞留、電気、ガス等の使用状況等から空家の状態を判断)、第三者への聞き取りから、居住していない旨及び転居先が不明な旨の証言があったもの

ウ 住所地に家屋は存在するが、別人が居住しており、現に居住している者(他人)又は第三者への聞き取りから、居住していない旨及び転居先が不明な旨の証言があ

ったもの

エ 住所地に家屋は存在するが、親族（国民年金法（昭和34年法律第141号）第88条の規定により保険料を納付しなければならない者を除く。以下同じ。）が居住しており、現に居住している親族から居住していない旨及び当該親族も本人への連絡がとれない旨の証言があったもの

2 居所未登録者の把握等

居所未登録者の把握等の取扱いについては、その該当する要件に応じて、次のとおりとすること。

(1) 職権消除者等

ア 市町村から「国民年金市町村事務処理基準」（平成12年2月18日庁保発第3号 社会保険庁運営部長通知。以下「事務処理基準」という。）第15条第3項により居所未登録者報告書が送付された場合は、転入届未提出者（転出届に基づき住民票が消除されたが、転出先市町村への転入届の提出がなく、その住民票が消除された日から3箇月を経過した者をいう。以下（1）において同じ。）については、住民票が消除された日から3箇月を経過した日をもって、住民調査者（住民調査により住民票が職権で消除された者をいう。以下（1）において同じ。）については、住民票が消除された日をもって、いずれも居所未登録者とする。

なお、転入届未提出者について居所未登録者報告書に転出先予定住所の記載があり、当該住所を入力した場合は、当該住所を管轄する社会保険事務所において、国民年金被保険者転入事実調査票を作成の上、転出先の市町村へ送付するとともに、転入事実の調査を依頼し、当該市町村の調査結果を窓口装置から登録すること。

イ 市町村から事務処理基準第15条第1項により国民年金被保険者住所変更報告書（以下「転出報告書」という。）が送付された場合は、当該報告書に記載された変更年月日等を窓口装置から入力すること。当該処理後において住所変更届の処理が行われず、転出先住所を入力しないとき又は転出報告書に記載されている転出先住所の管轄社会保険事務所において、国民年金被保険者転入事実調査票の調査結果が入力されないときは、当該被保険者は居所未登録者となり、国民年金居所未登録者整理結果通知書が作成されるので、転出先住所の入力又は転入事実の調査結果の入力に係る事務処理の状況について確認すること。

(2) 行方不明者

納付書が送達不能となった場合には、納付書未送達登録処理を行い、未送達者一覧表により現況を管理するとともに、以下の手順により、住所変更に関する調査を行うこと。戸別訪問時に登録された住所地に居住していない疑いが生じた場合や家族から行方が分からなくなった旨の連絡があった場合も同様であること。

ア 住民票の記載の有無の照会及び現地調査

市町村に住民票の記載の有無について照会を行う。住民票の記載が有る場合には、市町村の協力が得られる可能な範囲で、市町村民税の滞納状況、国民健康保険料（税）の滞納状況、水道の使用状況、戸籍の附票からの住民票履歴、その他（勤務先など市町村が把握している状況）について情報提供を受けた上で、住民票上の住所に居住してい

るか戸別訪問による現地調査や第三者への聞き取りを行い、被保険者の現住所の把握に努めること。

なお、具体的な現地調査のポイント等は、次の表に掲げるものであること。

調査事項	調査のポイント	判断基準(処理)
①住居の現況調査	住居の現況	○ 建物があり居住可能な状況にある場合は、居住実態を確認する。 ○ 更地又は建物が居住できない状況にある場合は、住居無しとし、③第三者への聞き取り調査を行う。
	居住実態	○ このような状況に当てはまる場合は、居住実態が無しとし、③第三者への聞き取り調査を行う。
②現住者への聞き取り調査	親族	○ 郵便、新聞等は滞留していないか。 ○ 電気、ガスなどのライフラインは断絶していないか。 ○ 家屋の窓ガラスが割れている状態になっていないか。 等
	現在の住人	○ いつから居住していないか。 ○ 帰ってくる見込みはあるか。 ○ 連絡先が分かるか。 ○ 失踪宣告の申立や家出人捜索願は提出しているか。 ○ いつから行方不明となったのか。(過去にもあったか)
③第三者への聞き取り調査	親族、 近隣住民、 民生委員、 不動産業者、 町内会長、 貸主、 事業主 等	○ いつから現住所に居住しているか。 ○ 以前住んでいた人を知っているか。 ○ 知っている場合どこへ行ったか知っているか。 ○ いつどこへ転居したのか。 ○ いつどこへ帰国したのか。(外国人の場合) ○ 本人については不明だが、家族はどこへ転居したのかなど。
		○ 聞き取り調査は必須とし、次により居所未登録者登録を行う。 ア 面談又は電話による証言から、被保険者が転居したことが判明した場合は、 <u>調査日をもって居所未登録者とする。</u> イ 面談又は電話による証言から、被保険者はかつて居住していたが、居住しなくなってから(行方不明など)3箇月以上経過していることが判明した場合は、 <u>調査日をもって居所未登録者とする。</u> ウ 失踪宣告の申立や家出人捜索願の提出を警察署及び裁判所により確認できた場合は、 <u>提出日をもって居所未登録者とする。</u>

※1 聞き取り調査は任意のものであり、実施に当たってはその旨留意することが必要である。

※2 捜索願は、行方不明となったときにいつでも、家出人の保護者、配偶者、その他の親族が行うことができることとなっている。

※3 失踪宣告の申立は、普通失踪の場合は失踪後7年、特別失踪の場合は失踪後1年以上経過した場合に、失踪者の利害関係者(配偶者、法定相続人、法律上の利害関係者)が行うことができることとなっている。

イ 居所未登録者の決定

現地調査の結果は「所在確認調査票」(別紙。以下「調査票」という。)に記入し、社会保険事務所長までの決裁を受けた上で、居所未登録者として管理することを決定すること。

ウ 管理

(ア) 現地調査によって居所未登録者と決定した者については、窓口装置で被保険者記録を確認した場合に住民票が消除された者との区別ができるように、居所未登録者の登録を行う前に「現存被保険者ファイル訂正処理(住所記録)」を入力し、住所に「××市××1-2-3__ (**○)」と入力すること。

なお「○」には、1(2)のアからエまでのいずれかの決定理由を入力すること。

(イ) 次に、居所未登録者報告書の処理を行い、事蹟管理の観点から、市町村に送付するものとは別に、居所未登録者整理結果通知書を作成し、所在が明らかになるまでの間、調査票とともに保管すること。

(ウ) 居所未登録者整理結果通知書の市町村への送付の際は、住所に「(**○)」と登録されている者については、住民票はあるが居所不明となっている者であり、当該被保険者の住所が判明したときは、速やかに情報を提供いただきたいこと及び住民調査を実施する必要があることを連絡すること。

エ 住所判明時の取扱い

住所が判明したときは、居所未登録者住所判明報告書の処理を行うこと。

なお、市町村からの報告によらないで住所が判明した場合は、当該処理を行うとともに、その旨市町村へ連絡すること。

オ 定期的な居住確認

アの調査により居所未登録者と決定した被保険者のうち、1(2)のイ又はエの条件に該当し決定した被保険者については、当該居所未登録者としての登録処理を行った年の翌年から、定期的に居住しているかどうかの確認を行うこと。

なお、確認の方法等は別途通知するものであること。

3 居所未登録者の再点検

平成18年10月3日以前に居所未登録者として決定した国民年金第1号被保険者及び任意加入者について、以下の手順に従い再点検を行うこと。

(1) 国民年金居所未登録者報告書等の確認等

国民年金居所未登録者報告書等が1(1)のいずれかの要件に該当しているかどうかを確認の上、該当していることが確認できたものは、引き続き、居所未登録者として管理するものとし、該当していないものや該当しているかどうかを確認できないものについては、次の(2)以降の処理を行うこと。

(2) 市町村への確認

ア (1)において、1(1)に該当していることが確認できなかったものについては、転出前住所として管理している住所地(以下「転出前住所地」という。)の市町村の住民基本台帳の閲覧や市町村に住民基本台帳を確認していただくことにより、

住民票の記載の有無及び現住所地の確認を行うこと。

なお、市町村が当該確認を行った場合は、その費用について国民年金事務費交付金等の協力・連携に係る費用として措置することを予定しており、詳細については別途連絡するものであること。

イ 住民基本台帳の閲覧等により、住民票の記載が確認できた場合であって、転出前住所地と異なる住所地に住民票の記載がなされているときは、当該事実に基づいて住所変更処理を行うこと。

なお、住所変更処理を行った場合であっても、過去に同一期間の納付書の発行履歴があり、未送達登録がなされていない場合は、当該期間の納付書は発行されないため、納付書作成処理票によって個別に納付書を作成の上、送付すること。

ウ 住民基本台帳の閲覧等により、住民票の記載が確認できた場合であって、転出前住所地に住民票の記載がなされている場合は、2(2)アに準じて市町村の協力が得られる可能な範囲で、住所地の市町村からその者に係る情報の提供を受けること。

エ 住民基本台帳の閲覧等により、住民票の記載が確認できなかった場合であって、職権消除者であることが確認できたときは、引き続き、居所未登録者として管理すること。

オ 住民基本台帳の閲覧等により、住民票の記載が確認できなかった場合であって、転出先も確認できないときは、引き続き、居所未登録者として管理すること。

カ 住民基本台帳の閲覧等により、住民票の記載が確認できなかった場合であって、転出先が確認できるときは、転出先を管轄する社会保険事務所に連絡すること。

連絡を受けた社会保険事務所は、上記の手順に従い該当市町村へ確認等を行うとともに、確認結果を照会元の社会保険事務所に連絡すること。

(3) 現地調査

ア (2)において、住民票に転出前住所地の記載がなされていることが確認できた者については、2(2)アの手順に従い、現地調査を行うこと。

イ アにより居住が確認できた場合は、国民年金居所未登録者住所判明報告書を入力すること。この場合の国民年金居所未登録者住所判明報告書の入力、住所判明年月日のみとし、調査日を住所判明年月日として入力すること。

なお、国民年金居所未登録者住所判明報告書を入力した場合であっても、過去に同一期間の納付書の発行履歴があり、未送達登録がなされていない場合は、当該期間の納付書は発行されないため、納付書作成処理票によって個別に納付書を作成の上、送付すること。

ウ アにより居住が確認できなかった場合は、「現存被保険者ファイル訂正処理(住所記録)」で2(2)ウと同様に住所に「××市××1-2-3 (**○)」と入力し、引き続き、居所未登録者とする。

また、所在が明らかになるまでの間、当該調査で使用した居所未登録者リストと調査票は保管しておくこと。

エ ウにおいて引き続き居所未登録者としたものについては、市町村に対し、住民票はあるが居所不明となっている者であり、住民調査を実施する必要があること及び当該被保険者の住所が判明したときは、速やかに情報を提供いただきたいことを連

絡すること。

(4) 定期的な居住確認

(3) の現地調査により、引き続き、居所未登録者とした被保険者のうち、1 (2) のイ又はエの条件に該当した被保険者については、当該調査を行った年の翌年から、定期的に居住しているかどうかの確認を行うこと。

なお、確認の方法等は別途通知するものであること。

(5) 居所未登録者の再点検に係る旅費は、別途交付することとしているので、当課に協議すること。

別紙 略

Ⅱ その他の事案についての調査結果

1. 事案の概要及び件数

- (1) 国民年金保険料の免除等に係るその他の不適正な事務処理や、納付率引上げのためと疑われるその他の不適正な事務処理について調査を行った結果は、以下のとおりである。

不適正処理の内容	事務所数、事務局数、件数	事務手続上の問題点及び対応
(1) 不在者登録処理を行う必要のない者に対して納付率引上げのために不在者登録処理を行ったもの	30事務所 132事務局 104,777件	・不適正な事務処理 ・処理を取消

2. 事案の内容の詳細

(1) 不適正な不在者登録処理

不在者登録処理とは、国民年金の1号又は3号被保険者であつて、「住民基本台帳法第34条に規定する調査等により市区町村の職権で住民票が消除された者」及び「住所異動に際し、転出届を提出したが3ヶ月を経過しても転入届を出さなかった者」について、不在被保険者として登録処理して、記録管理を行っているが、このほか、納付書等の郵便物が送達不能となる等の契機で、戸別訪問等を行った結果、居所不明が判明したものについても、不在者登録処理を行っている。

この処理については、納付書等の郵便物が送達不能となった場合等の調査が必ずしも十分とは言えない場合があり、今後、事務処理の基準の統一化、明確化を図ることとしているが、このほか、不在者登録処理を行う必要のない者に対して、納付率引上げのために不在者登録処理を行ったものとして、

ア. 60歳まで保険料を納付しても年金権が発生しない未納者である者を不在者としたもの

イ. 保険料が長期間未納である者を不在者としたもの

ウ. 外国人である保険料未納者を不在者としたもの

エ. 免除・納付猶予・学生納付特例申請者で審査未了である者を不在者としたもの

オ. 納付率引上げのために不在該当年月日を変更したもの

があることが明らかとなった。

30事務所の132事務局で104,777件が行われたが、このうち、88事務局では事務所長も承知していた。また、3事務局では事務局長も承知していた。

